

旧植民地・台湾における

日本人大地主階級の存在形態

浅田 喬

- 一、はしがき
- 二、台湾における日本人の地主化過程
 - (一) 日本人地主化の状況
 - (二) 日本人大地主化の社会経済的背景
 - (三) 日本人大地主階級の推移
- 三、日本人大地主階級の系譜別類型と存在形態
 - (一) 独占資本地主
 - (二) 産業資本地主
 - (三) 地場資本地主
- 四、むすび

一、はしがき

本稿の課題は日本地主制の体系的把握の一環として、台湾における日本地主制の植民地的移植及び存在形態を具体的・実証的に検討することである。

従来日本地主制は、地主的土地所有の存立基盤である農業の再生産構造・農業生産力の地帯構成との関連で、東北型、近畿型、北海道型、植民地型の四類型に区分されていたのであるが、このうち「植民地型地主制」については殆んど手がつけられていない⁽²⁾。そこで、本稿では、植民地型地主制の全貌を明らかにするための接近過程として、領台（明治二八年）前後から昭和一〇年代までの旧植民地・台湾における日本人大地主階級の変貌過程を検討する。

つまり、植民地台湾型地主制を明らかにしようとするものである。⁽³⁾

日本地主制の体系的把握のためには、日本資本主義の構造の一環に編入されていた旧植民地における日本地主階級の展開過程をも、検討しなくてはならないであろう。いいかえれば、旧植民地における日本地主制を、日本資本主義体系の再生産軌道に編入されていたものとして、全面的に検討しなくてはならないであろう。⁽⁴⁾

しかし、本稿では、日本資本主義と植民地台湾型地主制との内的関連を、全面的に検討しようとするものではなく、主として、資本と地主とが一心同体的共棲関係にある資本地主の存在形態を解明しようとするものである。ところで、資本地主の特質は、(イ)もともと資本として出発したものが、資本として自己を形成・確立したのちに、基軸事業における市場競争力を補強するために、土地所有へ進出したものである(発生的特質)、(ロ)資本地主による土地所有は、この土地所有が基軸事業の再生産過程と機能的に結合している。いいかえると、これらの地主による土地所有は、基軸資本の再生産軌道に定置され、資本増殖の媒体としての役割を果たす(資本と地主との結合の意味)、(ハ)したがって、資本としての発展が地主的胎盤の強化と同時的・並行的過程として行なわれる(資本地主発展の特質)、(ニ)土地所有にもとづく小作料収入そのものの取得は、副次的・従属的な意味しかもちえない(土地所有の意味)。⁽⁵⁾

このような特質をもつ資本地主は、内国植民地・北海道及び旧植民地・朝鮮において検出することができる。そこで、本稿では、以上のような資本地主範疇が、旧植民地・台湾においても定立しうるかどうかを明らかにしていきたい。

注(1) 山田盛太郎『日本資本主義分析』第七版(昭和三〇年)、一九九頁。

(2) 植民地朝鮮型地主制については、拙稿「旧植民地・朝鮮における日本大地主階級の変貌過程」(上)、(下)、『本誌』一九卷四号、二〇卷一号(昭和四〇年一月、四一年一月)参照。なお植民地朝鮮型地主制の研究史については、右同(上)、一〇五—一〇六頁参照。

(3) 台湾における日本地主制の存在形態を、日本地主制の植民地台湾型として検討したものは皆無のようである。しかし、台湾農業が米と甘蔗を中心としたものであつた関係から、米作乃至蔗作農業の発展過程を検討するなかで、小作制度との関連で、土地所有の問題に部分的に關説している業績は数多く存在する。代表的な著作としては、例えば、矢内原忠雄『帝國主義下の台湾』(昭和四年)、一七—三七、三二七—三三三頁、細川嘉六『植民史』(昭和十六年)、一一七—一九、一八〇—一九二頁、根岸勉治『南方農業問題』(昭和十七年)、「前編 台湾農業問題」等がある。さらに、プランテーション制度研究の一環として、台湾における栽植経営を検討するなかで、土地所有の問題にふれている研究もある。代表的なものとしては、例えば、根岸勉治『熱帯農企業論』(昭和三七年)、四五三—六三五頁及び同氏著前掲書等がある。しかし、これらの研究は、日本地主制の体系的把握のために、植民地台湾型地主制を説明するという分析視角から、土地所有の問題を検討したものではない。

(4) 日本地主制の植民地型の展開は、地主制の根本的矛盾と民族的矛盾とが重疊するが、この両矛盾の内的関連については別稿に譲る。

(5) 資本地主による土地所有がかかる特質をもつものとしても、これをもって半封建的・寄生地主的土地所有が近代的地所有へ質的に變化した、ということとはできず、半封建的土地所有の形態變化は部分的な質的變化を示すものだと考える。詳細については、拙著『日本資本主義と地主制』(昭和三八年)、三一四、九—一〇、五一九—五二〇頁参照。

(6) 北海道については前掲拙著、特に一六六—一六八頁、朝鮮については前掲拙稿(下)、特に一四九—一五〇頁参照。

二、台湾における日本人の地主化過程

(一) 日本人地主化の状況

旧植民地・台湾における日本大地主階級の存在形態

第1表 製糖会社の創立年次、資本金及び工場所在地

会社名	創立年次	操業開始年次	資本金	工場所在地
台湾製糖会社	明治33年	明治35年	万円100	台南州橋仔頭庄
明治製糖会社	39	42	500	台南州蕭壠庄
大日本製糖会社	39	42	1,200	台南州五間厝庄
塩水港製糖会社	40	42	500	台南州新營庄
東洋興製糖会社	40	41	500	台南州南營庄
新興製糖会社	41	41	60	高雄州鳳山街
新高製糖会社	42	43	500	台中州中寮庄
新林本源製糖会社	42	43	200	台中州溪州庄
帝國製糖会社	43	大正元	500	台中州台中街
台南製糖会社	大正2	2	300	台南州噍咭庄
台東製糖会社	2	5	350	台東庁卑南街
新竹製糖会社	8	9	750	新竹州苗栗庄
沙轆製糖会社	8	8	250	台中州沙轆庄

- 注 1. 資本金及び工場所在地は創業当時のもの。
 2. 台湾總督府殖産局『台湾糖業概観』（昭和2年），144～231頁，同『台湾糖業統計』（大正7年），50頁，その他より作成。

1 日本大地主の進出状況

台湾の農業は米と甘蔗を中心にしたものであったことは前述の通りであるが、まず、製糖資本の台湾への進出状況をみると（第一表）、製糖資本の進出は、台湾製糖会社を除いて、日露戦争後の「企業勃興」期（明治三十九年）と戦後恐慌期（明治四〇—四三年）とに急激であった。日露戦争後の恐慌期に製糖企業が台湾で創立されたことは、日本資本主義が「資本過剰」の矛盾を、植民地・台湾で解決しようとしたためである。つまり、台湾は資本輸出の恰好の場所だったからである。^①

明治四〇年までに台湾に進出した大製糖資本は畑作中核地帯である台南州に、明治四一—四三年に進出した中小製糖資本は水田中核地帯である台中州に進出した。

つぎに、製糖資本以外の日本人大土地所有者（台湾で土地所有者、地主となったもの、以下同じ）の台湾への進出状況をみると（第二表）、明治末期に進出した大土地所有者は、三井農林会社、三菱製紙会社等の中央巨大財閥を筆

第2表 500甲以上土地所有者の創業年次、所有面積
及び土地所在地（昭和初期）（単位：甲）

	創業年次	所有面積	土地所在地
三井農林会社	明治40年	36,354*	台北文山郡新店庄外
三五公司	42	3,082	高雄州旗山郡旗山街手巾寮
〃 源成農場	42	2,526	台中州北斗郡二林庄
三菱台灣竹林事務所	43	14,884	台中州竹山郡竹山庄竹園子
拓南社	44	1,526*	高雄州鳳山郡大樹庄溪埔
藤倉合名会社	44	813	高雄州旗山郡杉林庄稠埔
台東開拓会社	大正元	12,886*	台東庁台東街
台南農林会社	元	1,546	台南州新化郡楠西庄陶陶洋
東京興農園第三農場	3	664*	台南州新化郡楠西庄莖菜宅
宜蘭殖産会社	4	776	台北州羅東郡羅東街羅東
台陽殖産会社	4	2,061*	高雄州屏東郡屏東街
日本拓殖会社	5	2,645	新竹州中壢郡中壢庄
台灣纖維会社	6	1,273	高雄州恒春郡恒春庄
柏尾牧場	8	540*	台南州新化郡玉井庄九層林
台灣鳳梨栽培会社	14	1,032	高雄州潮州郡内埔庄老埤

注1. 1甲=0.978町歩である。

2. 明治～大正期に創業して、昭和初期に500甲以上（田、畑その他計）の土地を所有するもののうち、判明分のみ。

3. *印は所有地の外、貸下許可地を含む。

4. 台灣總督府殖産局『台灣に於ける母国人農業植民』（昭和4年）、256～257頁、その他より作成。

頭とし、これに住友財閥系の藤倉合名（電線）会社、台灣内事業家では第一級に位する愛久沢直哉のひきいる三五公司、大阪の資本金四名の合同出資によって組織された拓南社等がつづいて（2）いる。そして、昭和初期には、これらの土地所有者の殆んどは千甲（二甲は〇・九七八町歩）以上の巨大土地所有者に上昇した。

これら巨大土地所有者の進出地帯は開発の進んでいた北西海岸地帯の台北、台中、高雄の各州であった。これは、明治四〇年までに台灣に進出した大製糖資本が、知作中核地帯である台南州に集中的に進出したことと対照的である。水田の大小作経営を基軸とする三五公司の南隆・源成農場は高雄州、台中州の水田地帯、その他の巨大土地所有者は竹林、山林、茶業経営の関係から山地地帯に土地を所有した。

大正期に台灣に進出した大土地所有者

者は、その殆んどが大正中中期までに進出し、その進出地帯は東海岸の台東庁をも含めた台湾全域にわたっていた。これら地主の昭和初期における所有面積は、明治末期に進出した土地所有者に比較すると小規模であった。このうち、千甲以上の巨大土地所有者には、台東製糖会社から開拓移民事業のみを分離して設立された台東開拓会社、三井財閥系の台南農林会社、土建業有馬組代表社員森清右衛門の主宰する台陽殖産会社、東京製網会社社長男爵赤松範一のひきいる台湾纖維会社、水田の大小作経営を行なう鈴木商店所有の日本拓殖会社（のちに後宮信太郎の系列にはいる）、鳳梨直営大農場を経営する東洋製罐会社系の台湾鳳梨栽培会社等が存在した。

注(1) 前掲『植民史』、一四一頁。

(2) 山田金治「台湾に於けるゴム樹栽植の沿革と現状」、四五—四六頁（台湾農会『台湾農会報』第三卷四月号、昭和五年四月）。

(3) 昭和期における日本人の土地所有状況については、後出の二、(三)参照。

2 日本人大地主の土地取得形態

日本人土地所有者の土地取得形態を、官有地払下げ、民有地買収及び払下げ買収の三つの形態別に検討すると(第三表)、ここでの農企業経営体の所有総面積六万九、八〇〇甲中、官有地払下げ形態が最も多くて四一・三%、これについて買収形態の三三・一%が多く、最も少ないのは払下げ買収形態の二五・六%である。この土地取得形態は土地所有への進出時期・地域、農企業の種類等によって異なることはいまでもないが、土地取得別形態を農企

(単位：甲，%)

面積	割合	計		
		面積	割合	合計
100	(2.0)	5,128	(100.0)	
67	(0.7)	10,101	(100.0)	
54	(1.7)	3,246	(100.0)	
13	(0.2)	5,127	(100.0)	
63	(5.7)	1,108	(100.0)	
166	(1.9)	8,648	(100.0)	
1	(0.0)	2,184	(100.0)	
4	(0.1)	11,967	(100.0)	
3	(0.1)	1,519	(100.0)	
18	(0.9)	2,089	(100.0)	
3	(0.1)	6,461	(100.0)	
—	(—)	1,866	(100.0)	

第3表 日本人土地所有者の土地取得形態別面積（昭和16年）（単位：甲、％）

土地所有者	払下げ面積		買収面積		払下げ 買収面積		計	
	実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合
大日本製糖会社	—	(—)	4,298	(83.8)	830	(16.2)	5,128	(100.0)
台湾製糖会社	—	(—)	4,911	(43.4)	6,410	(56.6)	11,321	(100.0)
明治製糖会社	640	(12.7)	4,419	(87.3)	—	(—)	5,059	(100.0)
塩水港製糖会社	3,969	(77.4)	709	(13.8)	449	(8.8)	5,127	(100.0)
帝国製糖会社	—	(—)	1,108	(100.0)	—	(—)	1,108	(100.0)
台東製糖会社	2,083	(23.5)	424	(4.8)	6,345	(71.7)	8,852	(100.0)
三五公司源成農場	—	(—)	2,184	(100.0)	—	(—)	2,184	(100.0)
三井農林会社	6,352	(53.1)	2,670	(22.3)	2,945	(24.6)	11,967	(100.0)
台湾合同パイン アップル会社	590	(38.8)	180	(11.8)	749	(49.3)	1,519	(100.0)
台湾拓殖会社	3,589	(100.0)	—	(—)	—	(—)	3,589	(100.0)
諸農企業会社	10,006	(84.4)	1,731	(14.7)	112	(0.9)	11,849	(100.0)
個人的農企業経営体	1,587	(75.7)	510	(24.3)	—	(—)	2,097	(100.0)
計	28,816	(41.3)	23,144	(33.1)	17,840	(25.6)	69,800	(100.0)

注1. 日本人土地所有者の多い主要街庄である台北州5街庄、新竹州8街庄、台中州14街庄、台南州22街庄、高雄州9街庄、台東庁6街庄、花蓮港4街庄、計68街庄についての土地所有面積である。

2. 根岸勉治『熱帯農企業論』（昭和37年）、539頁より作成。

第4表 日本人土地所有者の地目別土地面積（昭和16年）

土地所有者	田		畑		山林原野	
	面積	割合	面積	割合	面積	割合
大日本製糖会社	3,299	(64.3)	1,606	(31.3)	123	(2.4)
台湾製糖会社	3,512	(34.8)	5,184	(51.3)	1,338	(13.2)
明治製糖会社	2,766	(85.2)	425	(13.1)	1	(0.0)
塩水港製糖会社	1,409	(27.5)	3,705	(72.3)	—	(—)
帝国製糖会社	432	(39.0)	602	(54.3)	11	(1.0)
台東製糖会社	600	(6.9)	4,445	(51.4)	3,437	(39.8)
三五公司源成農場	966	(44.2)	617	(28.3)	600	(27.5)
三井農林会社	231	(1.9)	3,894	(32.5)	7,738	(65.5)
台湾合同鳳梨会社	10	(0.7)	1,403	(92.4)	103	(6.8)
台湾拓殖会社	1,590	(76.1)	481	(23.0)	—	(—)
中小農企業会社(15社)	772	(11.9)	1,404	(21.7)	4,282	(66.3)
個人的農企業経営体(15人)	175	(9.4)	1,378	(73.8)	313	(16.8)

注. 前表資料より作成。

業の種類によつてみると、製糖会社は買収形態が最も多くて五七・七%、最も少ないのは官有地払下げの一三・七%である。このように製糖会社の買収面積が多いのは製糖原料の確保のために、田畑所有の緊急度が高いためであった(第四表)。これに対して、製茶業を事業目的とする三井農林会社は官有地の払下げが五三・一%と半分以上を占め、その他の二形態は各々二割台に過ぎない。⁽¹⁾ このように官有地払下げ割合の高いのは、茶栽培が平坦な田畑を必要としないからである。

注(1) 台湾における三井農林会社の事業地総面積は三万六、三五四甲(昭和期)、このうち、所有地は一万八、五五四甲、貸下許可地は一万七、八〇〇甲である。所有地のうち買収地一、〇八八甲(五・九%)、予約許可地成功払下げ地七、五九八甲(四〇・九%)、樟樹造林許可地成功所有権附与地九、八六八甲(五三・二%)であつて、官有地の払下げが九四・一%と圧倒的割合を占めている(前掲『熱帯農企業論』、五四二頁より算出)。なお、日本人による農企業経営体の、台湾全土にわたる土地取得形態の総括については、右同書、五三九―五四〇頁参照。

(二) 日本人大地主化の社会経済的背景

1 土地調査事業、官有林野調査・整理事業

(1) 領台前の土地制度

清朝末期における土地制度の中核は、大租戸(墾戸・墾首)、小租戸(佃戸・佃人)及び現耕佃人の三階級からなつていた。大租戸は政府より官有地開墾の許可を受けた開墾権利取得者であつて、政府に対して地租を納入する。小租戸は大租戸の取得した開墾許可地の開墾経営者であつて、大租と称する租穀を大租戸に納入する。現耕佃人は小租戸の保有する既墾地の耕作者であつて、小租と称する租穀を小租戸に納入する。

大租戸と小租戸との關係は、大租戸は自己の獲得した未墾地開墾權を小租戸に移讓して、これを開墾させ、同時に開墾地の經營權をも小租戸に移讓し、これが經濟的代償として、一定の租額（大租）を小租戸より徵收する。⁽¹⁾大租の種類は物納と金納との二種があり、田においては物納が多く、畑では金納が多かった。大租の徵收方法には、定額租制度と抽的租制度とがあり、前者は年の豊凶にかかわらず、一定の租額を徵收するものであり、後者は收穫高を一定の割合で分配する方法である。⁽²⁾

明治一八年台灣巡撫に任せられた劉銘伝は、土地業主權の⁽³⁾所在を確定せんとして、「清賦事業」⁽⁴⁾を行なつて、地租納入者を大租戸より小租戸に轉化させ、大租を四割減することとしたが、これは全面的に実現せず、南部地方では依然として、大租戸が地租を負担するという狀態が持続した。このように清朝末期になると、大租戸と小租戸との關係は、漸次小租戸に有利となり、土地の占有・使用・收益・処分等の權利は小租戸に移つて行き、大租戸は小租戸より大租を徵收する權利を有するのみで、土地に対する直接の權利は漸次薄弱となつていた。⁽⁵⁾

領台後の地主・小作人關係の原型とみられる小租戸と現耕佃人との關係は、土地の貸借關係を中心としたものであることはいうまでもない。現耕佃人が小租戸に納入する小租の種類は物納（本色）と金納（銀納）とがあり、田は物納が多く、畑は金納が多かった。小租の徵收形態としては、大租と同じく、定額租と抽的租とがあり、前者は年の豊凶を問わず、一定の租額を徵收するものであり、硬租、死租、鉄租、結定租等の別名もあつた。後者は收穫高を一定の比率で分配するもので軟租、生租、活租等とも称せられた。定租額は土地の自然的・經濟的条件によつて異なることはいうまでもないが、大体、北部台灣では田一甲に付き銀約三・八一三一・七石、畑一甲に付き約五・三五四であつて、南部地方では下田租三・二一六・四石、中田一二・八石内外、上田二二・四石、畑では下畑一〇

円内外、中畑二〇円内外、上畑三〇—四〇円位であった。抽的租の場合の小租戸と現耕個人との分配比率は、五対五、四対六、六対四等であつて一定していなかった。⁽⁶⁾ 小租納入の時期は「先税後耕」(作物の収穫前に佃租を前納する)と「先耕後税」(収穫後に佃租を納入する)の二種類があり、納入の回数是一回で納めるものと、早晚両期に分けて納めるものがあつた。

(注1) 大租戸と小租戸との関係の主要点については、台湾農友会『台湾ニ於ケル小作問題ニ関スル資料』(昭和三年)、「附録二」、一一—一二頁参照。本項叙述の資料は主として同書による。

(2) 大租のうち定租額についてみると、物納は上田甲当り穀五・一石、中田三・八石、下田二・五石、上畑三・八石、中畑二・五石、下畑一・三石であり、金納は上畑八・八円、中畑六・〇円、下畑四・〇円であつた。抽的租の場合の大租戸と小租戸との分配割合は、一対九、一五対八五のものが最も多く、その他にも二対八、三対七のものもあつた。右同書「附録二」、一七—一八頁。

(3) 土地業主権とは土地に対する最高の権利で、いわゆる「事実上の土地所有権」に相当するものである。清朝末期の台湾では、「溥天之下、莫非王土」という王土觀念の影響を受けて、土地所有の觀念はなかつたが、業主権は事實上、土地所有権の萌芽であつた、とみるべきであらう。

(4) この「消滅事業」については、前掲『台湾ニ於ケル小作問題ニ関スル資料』、「附録二」、一四—一六頁参照。

(5) 小租戸の業主権が「事実上の土地所有」であつた点については、つぎの叙述からも確認しうる。(イ)小租戸は大租戸の承諾なくして、自由に其の權利を処分し、又現耕個人を入れることが出来た。(ロ)第三者が土地を毀損し、若くは小租戸が其の土地の性質を變ずるも、大租戸は何等の請求權を有しない、従つて又事變のため其の土地に損害を生ずることあるも之れを修繕するの義務がない。(ハ)如何なる理由あるも、全く小租戸を其の田園より驅逐することは出来ぬ。(右同書、「附録二」、一二頁)。

(6) 小租額の高さは、一般的には大租額の四倍に相当する。大租額は前述の如く、収穫高の一〇—一五%であつたから、小租額の高さは、大体、収穫高の四—六割となる。この小租額の高さは、領台後から昭和一〇年代までの台湾における

高率小作料の根底となつたものである（陳逢源「本島小作問題の核心」、三三頁、台灣農會『台灣農會報』第四卷三月号、昭和十七年三月）。

(2) 土地調査事業

台灣における土地調査事業は、明治三十一年から五四〇万円の予算で着手され、明治三十六年に完成した。領台当時の土地所有制度は、前述の如く、大租戸の土地に対する権利は稀薄とはなっていたが、小租戸とともに土地に対する権利の保持者であつた（一地主）。また台灣では隠田が極めて多かつた。そこで、植民地支配者は土地に対する単一の所有権を確立して、地租の確定・増大と土地売買の安全を計ることが必要であつた。さらに、植民地統治者にとっては、台灣の全面的な地理・地形が不明確なために、台灣統治、治安体制の確立が困難であつたので、地理・地形を明確にして治安体制の確立を計ることが必要であつた。かくして、土地調査事業は、土地測量、地籍確定、地図・台帳作成、地力確定、地稅改正、地価修正等の事業を行なうことであつた。土地所有権の確定は、まず土地調査を行なつて大租権を確定し、その後は大租権の新しい設定を禁止した。つぎに、大租権を買収・消滅させ、そして、小租戸の土地所有権を確立した。大租権の買収に際しては、大租権の保持者に、その補償額三七万九、四七九円余に対して、額面四〇八万〇、四八五円の公債證書及び端数の現金一〇万七、〇四二円余が交付された。⁽¹⁾このようにして、大租小租関係は消滅して、小租戸が単一の完全な土地所有者となつた。⁽²⁾

土地調査事業は隠田を摘発して土地面積の増加、地租の増収をもたらした。つまり、地租徴収面積は（第五表）三六万一、四四七甲から七七万七、八五〇甲へと一一五%増大し、地租は従来の八六万〇、七〇六円から二九八万九、二八七円へと二四七%増大した。⁽³⁾

第5表 土地調査事業による地租徴収面積の増加（明治37年）
（単位：甲）

地 目	旧甲数	調査甲数	増加甲数
田	214,734	313,693	98,959
畑	146,713	305,594	158,881
建物敷地	—	36,395	36,395
その他	—	122,168	123,168*
計	361,447	777,850	416,403

- 注 1. *印は122,168であるが、原数字のまま掲載しておく。
 2. 旧甲数は土地調査のさい人民より提出せしめた丈草（地券）により計算したものの。
 3. 東郷実『台湾農業殖民論』（大正3年）、318頁より。

このような土地所有権の確定は、当然のこととはいえ、土地取引の安全性を保証して、土地商品化の進展、土地所有者の分化・分解を促進して、日本人による土地の集積・拡大を容易ならしめた。さらに、土地調査事業は、地理・地形を明瞭にして、治安の確立に大きく寄与した。⁽⁴⁾

このような土地調査事業は日本人の土地所有者化、日本資本主義による資本輸出のための基盤を創出・確立した。いいかえれば、土地調査事業は日本資本主義による台湾の植民地支配体制構築のための根幹であり、基礎工事だったのである。⁽⁵⁾

注(1) この大租権の消滅については、「大租権整理に関する件」（明治三

七年五月律令第六号）という法令が發布されたのであるが、これについては前掲『台湾ニ於ケル小作問題ニ関スル資料』「附録二」、二五—二六頁参照。

(2) 当時、このような所有権は業主権とよばれていたが、大正一二年一月より、台湾にも民法が施行されることとなり（本島人間の親族相続に関する事項は除く）、業主権は所有権として取扱われることとなった（右同書、「附録二」、七—二八頁）。

(3) 前掲『植民史』、一一九頁。総督府は明治三十七年一〇月には「台湾地租規則」を發布して、田畑の等級別地租を決定した。

(4) 前掲『帝国主義下の台湾』、二二—二三頁。

(5) 台湾における土地調査事業は、朝鮮におけるその有力な参考となった。朝鮮の土地調査事業については、李在茂氏

のすぐれた研究「朝鮮における『土地調査事業』の実体」(東京大学社会科学研究所『社会科学研究』第七卷第五号、昭和三年五月)、前掲拙稿(上)、一二三—一二四頁参照。

(3) 林野調査及び官有林野整理事業

林野の所有権確定については、まず、領台直後の明治二八年「官有林野取締規則」を發布して、「所有権を証明すべき地券又は其他の確證なき山林原野はすべて官有とす」(第一条)と定め、「無主地国有」の原則を定めた。⁽¹⁾さらに、明治三二年には無主地の開墾には官許が必要であると定めたが、その後も、「無断」開墾・耕作・造林、林産物の採取・利用が続行された。そこで、台湾総督府は明治四三年度より大正三年度までの五カ年間を費して林野調査を行ない、官民有区分をし、林野の所有権確定を実施した。その結果、官有地七五万二、〇九一甲、民有地三万一、一七九甲となった。⁽²⁾このように調査林野の殆んど全部を、官有林と査定したのである。そして、付近住民が「無断」に開墾・耕作・造林、あるいは、林産物の採取・利用を行なっていた土地は「縁故地」とした。この縁故地は「……素ヨリ所有権ヲ認ムヘキ證據トスルニ足ルモノナキ結果官有地ニ査定セラレタルモノナルモ……」⁽³⁾ 永年慣行による林野の利用を無視することができず、これらの林野を「保管林」として、従来の縁故者に保管料を課して、その使用・収益を許可したものである。

しかし、この「保管林」の設置は、林野に単一の所有権を確定するということを不完全ならしめ、林野の利用・処分を不徹底ならしめるという事態を生じた。⁽⁴⁾そこで、このような保管林制度を廃止して、「……官有地ノ完全ヲ期スルト共ニ人民ヲシテ不確実ナル縁故關係ヨリ確定セル所有権ノ取得ニ移リ其ノ確実ナル財産ヲ永久ニ安定セシメ而シテ其ノ土地ニ充分ノ保護ヲ与ヘ林野ノ改良繁殖ヲ図リ利用ヲ完全ナラシムル……」⁽⁵⁾ ために、大正四年から一

四年まで、官有林野整理事業が実施された。この事業は官有林野を要存置林野と不要存置林野とに区分し、後者は保管林者、「無断」開墾者等の縁故者に払下げ、また予約開墾成功地として売渡しを行なうこととした。区分調査の総面積は七一万七、八三五甲、このうち要存置林野は三一万九、二九四甲、不要存置林野は三九万八、五四一甲であった。後者のうち、払下げ及び売渡しの行なわれた面積は二六万六、三九九甲であった。⁽⁶⁾

このような林野調査及び整理事業は、林野の官民有区分を行なつて所有権を確定し、所有権の帰属を完全証明しえない林野はすべて官有林野とされ、巨大な国家的林野所有が確立した。そして、これらの広大な林野は主として日本人地主・資本家に無償あるいは低廉に払下げられて、かれらの巨大土地所有者化を促進した。いいかえればこれらの調査・整理事業は日本人の林野所有への進出、林野所有の安全を法制的に保証し、かれらが植民地・台湾において、巨大な林野・林野未墾地の所有者となるための経済的基礎を整備したものである。つまり、日本資本主義による林野の植民地的支配・収奪のための基礎工事だったのである。

注(1) 前掲『帝國主義下の台湾』、二四頁。

(2) 前掲『植民史』、一四三頁、『熱帯農企業論』、五二七頁。

(3) 台湾總督府内務局『台湾官有林野整理事業報告書』(大正一五年)、一頁。

(4) 保管林設置の弊害については、右同書、二—三頁参照。

(5) 右同書、二頁。

(6) 右同書、二七—二七八頁。

(4) 官有地払下げ処分制度

官有地の払下げ処分法には、「台湾官有財産管理規則」、「官有森林原野予約売渡規則」、「官有森林原野貸渡規

第6表 官有森林原野処分形態別面積（昭和14年）（単位：甲，%）

官 有 地 処 分 形 態	許可面積	割合
台湾官有森林原野予約売渡規則による予約売渡し	32,667	31.3
国有財産法による予約売渡し	33	0.03
国有財産法による予約貸付け	3,866	3.7
樟樹造林奨励規則による貸付け	7,065	6.8
台湾官有森林原野貸渡規則による貸付け	43,436	41.6
国有財産法による保安林準貸付け	17,304	16.6
計	104,370	100.0
帝国大学演習林および基本財産林	127,240	

注：前掲『熱帯農企業論』，534頁より。

則」等が存在し、官有地の利用、買収を容易にした。例えば、「官有森林原野予約売渡規則」（明治四十四年九月発布）によると、開墾、牧畜、植樹経営上必要な官有森林原野は、予約売渡成功期間を一〇カ年以内とし、開墾地一〇〇

甲、牧畜地五〇〇甲、植樹地五〇〇甲の面積を予約貸付し（勿論、この規定面積の例外は認められる）、事業成功後この土地を売渡す、としている⁽¹⁾。この他官有地の処分法としては、台湾における特殊産業の奨励の意味もあって、国際商品である樟腦については「樟樹造林奨励規則」（明治四〇年発布）を設け、樟樹の造林を目的として官有地の払下げを出願するものに對しては、無償にて貸付け、全部成功の後には無償にて下付するとした⁽²⁾。

台湾産業の首位を占める糖業の発展のためには、「糖業奨励規則」（明治三十五年六月）が発布され、甘蔗耕作のために官有地を開墾するものには、これを無償にて貸付し、全部成功の後には、これを無償にて付与すると規定した（第三条）。この第三条によつて貸付けらるべき官有地面積は原則として五〇町歩以内（のちに五〇甲以内と改正）としたが、土地の状況または事業の方法によつては、この制限以上の土地貸付を許可するとした⁽³⁾。このような例外規定が糖業資本の土地所有への進出・拡大に対して、充分に活用されたであろうことは予想されるところである。さらに、全部成功すれば、同一目的のために再び官有地の貸下げを出願することができることに

なっているから、糖業資本の土地所有拡大が如何に容易であつたかが確認されるところである。このような「糖業奨励規則」によつて甘蔗耕作のために無償貸付された官有地は九、二一四甲、そのうち成功して所有権を付与されたものは七、五五二甲に達した。⁽⁴⁾ その外台湾独特の産物たるパイナップル、バナナ、茶等については、官有地処分に關して前述のような奨励規則はなかつたが、官有地の一般予約完渡し、または貸渡方法により、大面積の土地を優先的に処分する等の便宜を計つた。さらに、新興産業といわれたキナ、コーヒー、煙草、サイザル等の栽培に對しても、官有地処分上特別の考慮が払われた。

以上の官有処分の実態をみるために、昭和一四年における処分形態別面積をみると(第六表)、許可面積一〇万四千甲のうち、「官有森林原野予約完渡し規則」によるものと、「官有森林原野貸渡規則」によるものが最も多く、兩者で全体の七割以上を占めている。

注(1) 台湾總督府殖産局『台湾に於ける母國人農業植民』(昭和四年)、二六四—二七一頁、「貸渡規則」(明治二九年一〇月発布)の全文については、右同書、二七一—二七三頁、「財産管理規則」については、前掲『熱帯農企業論』、五三三頁参照。

(2) 前掲『熱帯農企業論』、五三二頁。

(3) 台湾總督府殖産局『台湾の糖業』(昭和一〇年)、一一一—一三頁。

(4) 右同書、二八頁。

2 小作料徴収法、小作料形態及び小作料高

小作料徴収法は、田では一般的に定額小作料制度が採用され、稀には定率小作料制度も存在した。畑では、定額小作料制度が一般的であつた。なお新墾田、看天田、河岸田、山畑または風害の多い海岸地方のように収穫の不安

第7表 地域別・田畑別収穫高、実収小作料及び小作料率
(大正13年) (単位：甲当り石、円、%)

	田			畑		
	収穫高	実収小作料	小作料率	収穫高	実収小作料	小作料率
台北州	40.21	21.15	52.60	193.02	66.92	34.67
新竹州	36.03	19.34	53.67	96.20	30.20	31.39
台中州	43.71	22.70	51.93	187.44	69.06	36.84
台南州	23.12	10.68	46.15	197.25	52.83	26.78
高雄州	34.41	15.48	44.99	271.28	55.59	32.46
台東庁	21.12	11.78	55.78	111.29	35.90	32.26
花蓮港庁	23.34	10.23	43.83	163.57	29.26	17.89

注1. 田畑とも中田，中畑である。

2. 台湾総督府殖産局『各州小作慣行調査』（大正15年），附録，39～40頁より。

第8表 地域別・田畑別収穫高、実収小作料及び小作料率
(昭和2年) (単位：甲当り斗、円、%)

	圃期作田			畑		
	収穫高	実収小作料	小作料率	収穫高	実収小作料	小作料率
台北州	390.98	212.43	54.3	315.00	77.61	24.6
新竹州	432.23	218.71	50.6	207.08	47.54	23.0
台中州	518.55	253.12	48.8	297.12	77.47	26.1
台南州	430.65	193.58	45.0	277.17	94.03	33.9
高雄州	425.02	187.31	44.1	281.72	76.18	27.0
台東庁	259.08	123.99	47.9	139.39	40.28	28.9
花蓮港庁	284.50	121.20	42.6	247.63	35.62	14.4
全島平均	433.97	212.87	49.1	269.39	74.61	27.7

注1. 田畑とも普通田畑である。

2. 台湾総督府殖産局『小作制度の改善』（昭和5年），79～80頁より。

定な地域では、分益（刈分）小作が採用されていた。小作料形態は、田では親納が一般的で、稀には代金納形態が存在した。畑では金納形態が一般的であった。刈分小作の場合には物納形態であった。⁽¹⁾
大正九年における小作料率は、田では五―六割が一般的であり、なかには七割に達する郡もかなり存在した。畑

では五割が普通であったが、三―四割の郡もかなりあった。⁽²⁾ 大正一三年における小作料率は(第七表) 田において五割内外、畑において三割内外であった。昭和二年における小作料率は、大正一三年より若干低率であった(第八表)。昭和二年における小作料率別の町村数を見ると(第九表)、田においては、小作料率四―六割の町村が調査町村数の八割、畑においては、小作料率二―四・五割の町村が六割近くを占めていた。昭和一〇年前後の小作料率は、田では五割内外、畑では三割となっていて、昭和初期と殆んど変っていない。⁽³⁾ その後小作料率は台湾移出米管理が実施されるまで(昭和一四年)微弱ではあるが、騰貴の一途をたどった。⁽⁴⁾

小作人は、このような高率小作料の外に種々の負担を有していた(大正九年調査)。(イ)小作契約の成立及び解約の証拠として、地主小作人間に授受する定頭金制度が存在した。その額は契約一件につき普通二円内外であるが、時には二〇円前後のこともあり、また後述の蹟地金の何割と定むる地主もあった。この慣行は北部において多く行なわれ、南部にいくにつれて少なくなっている。⁽⁵⁾ (ロ)地主が小作料の保証金として徴収する蹟地金制度が存在した。これは地主が小作料の徴収を安全・確実ならしめるための担保であって、水田小作の場合には必ず行なわれた慣行である。その額は一般に、小作料六升当り二円、低いところで一―一・五円、高いところで三円程度であった。畑小

55~60 60~65 65~75%		
29	12	6
30	11	5
29	14	2
5	—	—
3	—	—
3	1	1

60, 66頁より作成。

作の場合は後述の如く小作料の前納が多いので、蹟地金の徴収は行なわれないが、後納の場合には、小作料一〇〇円に付き四〇―六〇円の高さのものもあった。⁽⁶⁾ この慣行も定額金と同じように北部に多く、南部に少ない。⁽⁷⁾ 畑小作の場合は小作料の前納が普通であり、両期作田の場合には、小作料を二回に分けて納入するが、第一期作の場合に、小作料の大部分を納入

第9表 田畑等級別・実収小作料率別街庄(町村)数(昭和2年)

	～15%	15～20	20～25	25～30	30～35	35～40	40～45	45～50	50～55
上	—	—	—	1	2	14	38	45	58
中	—	—	—	2	5	12	34	50	56
下	—	—	1	2	3	9	36	50	58
畑	42	28	33	27	26(34)	20(26)	20	11	17
上	35	35	33	39	29	23	20	12	16
中	43	26	34	36	34	25	11	17	14
下									

注1. 田は両期作田である。

2. () 内は原数字を加算したもの。

3. 台湾總督府殖産局『台湾ニ於ケル小作問題ニ関スル資料』(昭和5年)。

する。⁽⁸⁾

注(1) 以上は大正中期—昭和期の慣行であるが、詳細については、後掲、各種小作慣行調査報告書参照。

(2) 台湾總督府殖産局『台湾小作事情(予報之一)』(大正一四年)、四三—四六頁、同『各州小作慣行調査』(大正一五年)、六〇—六三、一二七、二二七—二三一、三一〇頁。

(3) 台湾經濟年報刊行会編『台湾經濟年報(昭和一七年版)』(昭和一七年)、四七—四七三頁、台湾總督府殖産局『台湾に於ける小作慣行(其の一)』(昭和六年)、三四—三六頁、同(其の二)、(昭和八年)、三五—三八頁、同(其の三)(昭和一〇年)、三六—三八頁。

(4) 前掲『台湾經濟年報(昭和一七年版)』、四七九頁。騰貴の理由については、右同書、同頁参照。

(5) 台湾總督府殖産局『台湾に於ける小作事情と其の改善施設』(昭和一一一年)、一一—一二頁。

(6) 昭和一〇年代の破地金は、台北州で田甲当り五〇—一〇〇円、最高五〇〇円、畑は契約小作料の二—五割(一〇—三〇円)、茶園も畑と同率であった。東部地方では、田甲当り三〇円から最高一五〇円、畑五—一五円であった(陳逢源『台湾に於ける小作問題』、四七一—四七二頁、前掲『台湾經濟年報(昭和一七年版)』)。

(7) 前掲『台湾に於ける小作事情と其の改善施設』、一二—一三頁。

(8) このように地主が、第一期作から小作料の大部分を徴収する理由について、劉英漢氏はつぎの如くのべている。「イ、一期作の値段が高いこと、

蓬萊種の場合は比較的少いが在來種の場合は相当開きがある。ロ、負債に対する利子の支払期が七月末日とする場合が多い(舊慣に依る)ハ、第二期作の稻は風水害に対する被害率が高く動もすれば其の損害に對し分担せしめられる虞があること。ニ、第二期作稻が玄米調製の歩留が低いこと(「台湾小作問題に對する一考察(上)」、五三頁、台灣農會『台灣農會報』第一卷八月号、昭和一四年八月)。なお台湾の小作慣行で内地と異なる特殊な小作慣行については、前掲『台湾に於ける小作事情と其の改善施設』、四九―五〇頁、台灣總督府殖産局『小作制度の改善』(昭和五年)、七二―七八頁、同『台湾の農業(昭和一三年版)』(昭和一三年)、一六九―一七一頁参照。

3 土地利廻りの推移

地域別の田利廻りをみると(第一〇表)、高い地域は台東庁と花蓮港庁とであつて、一割以上である。これは、この地域が甲当り純収益額では最低であるにもかかわらず、それ以上に売買地価が低廉であつたためである。このように同地帯の売買地価が低かつたのは、これらの地帯の自然的、經濟的条件が劣悪であつたことによる。甲当り純収益額の高い地帯は水田中核地帯である台中州、新竹州、台北州等であつた。このうち、台中州と新竹州との二地帯は後述の如く五〇甲以上大地主の密集地帯であつた。これらの甲当り純収益額の高い三地帯は田売買価格が高いために、土地利廻りは最低となつてゐる。

地域別の田利廻りをみると(第一一表)高い地域は台東庁と花蓮港庁とである。これは田の場合と同様の理由からである。甲当り純収益の高い地帯は畑作中核地帯である台南州、それに台中、高雄の兩州である。このうち台南州は後述の如く五〇甲以上大地主の密集集地帯であつた。しかし、これらの三地帯は畑売買価格が高いために、土地利廻りは最低となつてゐる。

つぎに、大正期における台湾と内地との田畑利廻りを比較すると(第一二―一三表)、台湾の土地利廻りは、田で

は八・二一・一〇・〇％、畑では六・三・一八・七％である。これに対して内地では、それぞれ五・七・七・九％、五・三・七・一％で、台湾の土地利廻りが一貫して高くなっている。これは台湾での純収益額が、田では内地の五割内外、畑では三割内外であるのに対して、台湾での売買地価が、これ以上に低率なためである。つまり、売買地価

旧植民地・台湾における日本人大地主階級存在形態

第10表 地域別田売買価格、純収益及び土地利廻り
(大正13, 昭和2年) (単位: 甲当り円, 割)

	売 買 価 格		純 収 益		土 地 利 廻 り	
	大正13年	昭和2年	大正13年	昭和2年	大正13年	昭和2年
台 北 州	1,920	2,626	174.5	186.7	0.94	0.71
新 竹 州	1,683	3,036	156.5	200.0	0.96	0.66
台 中 州	1,981	3,803	175.5	221.8	0.93	0.58
台 南 州	761	2,621	81.1	163.3	1.05	0.62
高 雄 州	1,076	2,332	116.2	159.0	1.09	0.68
台 東 庁	607	867	86.8	111.9	1.41	1.29
花蓮港庁	691	1,030	74.9	105.8	1.10	1.03
全島平均	1,453	2,864	137.2	187.3	0.995	0.65

- 注1. 大正13, 昭和2年とも普通田である。
 2. 大正13年は、台湾總督府殖産局『台湾農業年報(大正13年)』(大正14年), 129~130頁, 台湾農友会『台湾ニ於ケル小作問題ニ関スル資料』(昭和3年), 29~30頁より作成。
 原資料は日本勸業銀行台北支店『第一回台湾田畑売買価格及収益調査』(大正13年8月現在)。
 3. 昭和2年は、前掲『小作制度の改善』, 18頁より。

第11表 地域別畑売買価格、純収益及び土地利廻り
(大正13, 昭和2年) (単位: 甲当り円, 割)

	売 買 価 格		純 収 益		土 地 利 廻 り	
	大正13年	昭和2年	大正13年	昭和2年	大正13年	昭和2年
台 北 州	693	1,009	57.6	65.9	0.89	0.65
新 竹 州	310	408	24.7	40.6	0.84	1.00
台 中 州	739	1,153	61.5	69.5	0.86	0.60
台 南 州	498	1,061	43.5	78.3	0.87	0.74
高 雄 州	610	1,081	48.0	68.4	0.82	0.63
台 東 庁	271	364	32.4	35.5	1.45	0.98
花蓮港庁	285	413	24.7	30.0	0.97	0.72
全島平均	538	938	45.1	64.5	0.87	0.69

- 注1. 大正13, 昭和2年とも普通畑である。
 2. 資料は前表に同じ。

(三)

日本人大地主階級の推移

が極度に低廉なためである。

第12表 台湾と内地との田売買価格、純収益、土地利廻りの比較
(大正3, 8, 13, 昭和2年)

(単位: 円, %)

	台 湾			内 地		
	売買価格	純収益	土 地 利廻り	売買価格	純収益	土 地 利廻り
大正3年	82.5	7.71	9.90	266	15.17	6.54
8	281.6	18.91	8.20	469	33.98	7.92
13	145.3	13.72	9.95	567	29.88	5.67
昭和2	286.4	18.73	6.54	432	14.64	3.69

- 注 1. 台湾、内地とも普通田である。
 2. 台湾は1分(0.978反)、内地は反当の数字である。
 3. 内地の調査年次は大正2, 8, 14, 昭和6年である。
 4. 台湾の大正3, 8年は台湾總督府殖産局『耕地売買価格小作料公課及収益に関する調査 第二報』(大正9年), 13年は台湾總督府殖産局『台湾農業年報(大正13年)』(大正14年)(この13年調査は日本勸行銀行台北支店の行なったものである)。昭和2年は台湾總督府殖産局『台湾に於ける小作事情と其の改善施設』(昭和11年)より作成。
 5. 内地は日本勸行銀行『第五回全国田畑売買価格収益調』(昭和6年)より。

旧植民地・台湾における日本人大地主階級の実態

第13表 台湾と内地との畑売買価格、純収益、土地利廻りの比較
(大正3, 8, 13, 昭和2年)

(単位: 円, %)

	台 湾			内 地		
	売買価格	純収益	土 地 利廻り	売買価格	純収益	土 地 利廻り
大正3年	34.9	2.53	7.40	142	7.29	6.15
8	86.5	4.49	6.26	249	15.40	7.10
13	53.8	4.51	8.68	314	14.39	5.32
昭和2	93.8	6.45	6.88	254	8.75	3.89

- 注 1. 台湾、内地とも普通畑である。
 2. その外は前表に同じ。

一三〇

第14表 50甲以上地主の所有規模別・地域別戸数の推移（大正10，昭和7，14年）
（単位：戸）

		50甲～100			100甲～			合 計		
		大正 10年	昭和 7年	昭和 14年	大正 10年	昭和 7年	昭和 14年	大正 10年	昭和 7年	昭和 14年
台	北	52	74	43	27	36	30	79	110	73
新	竹	78	127	92	36	55	41	114	182	133
台	中	81	126	86	50	47	58	131	173	144
台	南	113	127	108	58	74	90	171	201	198
高	雄	47	49	42	23	37	37	70	86	79
花	東	2	3	3	1	4	8	3	7	11
澎	港	3	8	9	1	8	8	4	16	17
合	湖	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	計	376	514	383	196	261	272	572	775	655

注 1. 耕地のみの統計である。

2. 大正10年は、台湾總督府殖産局『耕地分配及経営調査』（大正11年），2～3頁，昭和7年は、台湾總督府殖産局『耕地分配並ニ経営調査』（昭和9年）2～3頁，昭和14年は、台湾總督府殖産局『耕地所有並経営状況調査』（昭和16年），4～5頁より作成。

台湾において、五〇甲以上の耕地を所有する大地主数は（第一四表）、大正一〇年五七二戸、昭和七年七七五戸、昭和一四年六五五戸と、大正末期から昭和初期にかけて増大し、それ以後減少している。これらの大地主の地域別分布をみると、大地主は、大正七年から昭和一四年までの間、一貫して台南州、台中州、新竹州の三地域に集中し、その集中率は五〇甲以上地主数の七割以上である。これらの三地域のうち、台南州は畑作中核地帯であり、台中州と新竹州とは水田中核地帯であった。そして、台南州と台中州とは、前述のように甘蔗栽培の中心地帯であり、日本人地主の密集地帯であった。このことからこれらの二地域の五〇甲以上大地主の多くは、日本人地主ではなかったかと推察される。

昭和一四年における日本人の耕地所有面積は、一一万〇、九〇〇甲であり、これは、台湾耕地総面積の一三・三％（第一五表に相当する。このうち、田は五万三、九六五甲（一〇・二％、畑は五万六、九七七甲（一八・八％）¹）であって、

地域別耕地所有面積割合（昭和14年）

（単位：%）

外国人	畑				合 計			
	内地人	本島人	高砂族	外国人	内地人	本島人	高砂族	本島人
—	8.94	91.04	—	0.02	5.39	94.61	—	—
—	5.14	94.79	0.07	0.00	2.79	97.14	0.07	0.00
0.00	16.13	83.87	0.00	—	10.95	89.04	0.01	0.00
—	19.94	80.06	—	—	15.80	84.20	—	—
00.3	33.25	66.72	0.01	0.02	23.41	76.54	0.02	0.03
—	36.22	28.90	34.88	—	23.85	29.62	46.53	—
—	65.58	20.01	14.41	—	45.91	30.51	23.58	—
—	0.02	99.98	—	—	0.02	99.98	—	—
0.01	18.76	79.84	1.39	0.01	13.29	85.26	1.44	0.01

調査J, 2~3頁より.

旧植民地・台湾における日本人大地主階級存在形態

一三二

日本人土地所有者は、相対的には畑への進出が著しかったということが出来る。このように日本人の畑所有面積が多くなっているのは、内地大製糖資本の進出が、畑地帯を中心に行なわれたことによるものである。

これらの日本人土地所有者の進出状況を地域別にみると、台南州、高雄州、台中州の三地域に集中し、これらの三地域に日本人耕地所有総面積の八割近くが密集している。⁽³⁾これは、これらの地帯が甘蔗栽培の中心地帯であったことから、これらの地帯に内地大製糖資本が積極的に進出し、広大な面積を所有していたことによるものである。しかし、日本人所有面積割合は、これらの三地域が当該地域耕地総面積の一―二三％であるのに対して、台東庁と花蓮港庁の日本人耕地所有割合は、それぞれ二四％、四六％と高い比率を示している。これは、これらの地域の耕地面積が狭小であるのに対して、台東庁では台東製糖会社が、花蓮港庁では塩水港製糖会社が広大な耕地を所有していたことによるものである。

注(1) 以上の田、畑面積は台湾総督府殖産局『耕地所有並経営状況

第15表 内地人本島人別・

	田		
	内地人	本島人	高砂族
台北	3.28	96.72	—
新竹	1.16	98.77	0.07
台中	8.22	91.77	0.01
台南	14.13	85.87	—
高雄	16.56	83.38	0.03
花蓮	10.73	30.40	58.87
澎湖	26.53	40.85	32.62
合計	—	—	—
	10.17	88.35	1.47

注 1. 耕地のみの統計である。

2. 前掲『耕地所有並経営状況

調査』（昭和一六年）、二三頁。

(2) 右同書、同頁より算出。

(3) 台東庁の耕地面積は、前述の日本人耕地所有者の密集三地帯のうち、耕地面積の最も少ない高雄州の一・二・一％、花蓮港庁は一六・八％に過ぎない。右同書、同頁より算出。

三、日本人大地主階級の系譜別類型と存在形態

ここでは、日本人大地主のうちで、系譜別分類の可能な地主を検討の対象とする。(一)独占資本地主の検討では、糖業資本地主、

茶業資本地主(三井農林会社)、製紙業資本地主(三菱製紙会社)を取

り上げ、(二)産業資本地主の検討では、製菓資本、製茶資本、製糖資本による土地所有を取り上げ、(三)地場資本地主の検討では、三五公司源成農場・南隆農場、日本拓殖会社、台東開拓会社を取り上げる。

(一) 独占資本地主

1 糖業資本地主

(1) 糖業資本による土地所有

糖業資本が土地所有へ進出したのは、(イ)甘蔗を確実に獲得するためであった。糖業資本が台湾へ進出した当初の重要問題の一つは、原料甘蔗を如何にして確保するかということであった。原料確保の万全の方策は糖業資本が土

旧植民地・台湾における日本人大地主階級の存在形態

地所有者となり、そこで直営大農場を開設して甘蔗を栽培することであった。つまり、糖業資本による土地所有は、原料甘蔗を確実に取得するための媒体としての役割を果たすということである。⁽¹⁾ (ii) 糖業資本による甘蔗栽培は耕作法改善の試験台、あるいは、一般農家への蔗作普及の拠点となり、かくして、一般農家への蔗作、優良栽培技術の普及を促進して、原料甘蔗の獲得を間接的にはあるが、容易にするということであった。⁽²⁾ (iii) 蔗作が明治四〇年代初期に品種改良、耕作法改善等により、中北部水田地帯をも蚕食しはじめる時期以降になると、台湾農業において「米糖相剋」と表現されているような米と甘蔗の価格、作付の対抗・競合が発生し、甘蔗の作付は経済的に有利な稲作⁽⁴⁾に転化され、製糖会社は原料の確保が困難となる危険性が生じた。このような甘蔗確保の困難は、台湾において土地転用の可能性が大きいということ、原料採取区域制の採用によって、製糖会社の原料買収が一定の地域からしかできないという制限をうけていたためである。⁽³⁾ (iv) 糖業資本による大農場の経営は、蔗作農の蔗価引上、その他の経済的・政治的要求に対する安全弁としても、考慮されたものである。⁽⁵⁾

糖業資本による直営大農場は、洋式機械による大農経営であった。⁽⁶⁾ 労働者はいうまでもなく、土着の苦力であるが、この外に製糖会社の所有耕地を小作する農民が強制的に使役される。製糖会社は蔗作期間（二カ年内外）は蔗作の直営を行なうのであるが、雑作または蔗作を行なわない期間（甘蔗連作は殆んど不可能）、耕地を小作にだす。このように糖業資本による蔗作直営大農場は小作制度と結合したものであり、直営農場の必要とする労働力の一部は小作農民から恒常的に補充されていたのである。このように蔗作大農場経営は、小作制大農場と労働力の需給面で有機的に結合していたのである。

製糖会社の所有地が遠隔地に分散していて、大農式経営に適合しない場合、あるいは、直営大農場に必要な労働

者の確保が極めて困難な場合には、糖業資本は会社所有耕地の全部を農民に賃貸して、小作制大農場経営方式を全面的に採用する。しかし、糖業資本による小作制大農場の開設は、このような消極的理由のみからではなく、つぎのような積極的理由から採用される場合が多い。つまり、製糖原料の安価な確保という経済的目的のためである。糖業資本にとっては、甘蔗の安価な確保ということは、決定的に重要なことである。というのは、砂糖生産費中に占める原料費割合は（第二六表）、年々増大し、大正初期には三割台であつたものが、昭和期には四―五割に上昇したからである。

糖業資本の直営大農場からの原料自給は、原料確保という観点からすれば、万全の方策であつたが、安価な確保という立場からすれば、不完全なものであつた。製糖会社直営大農場の甘蔗生産費と一般蔗農のそれとを比較すると、昭和四―五年期における台湾製糖会社後壁林農場の千斤当り生産費は五・一三円、塩水港製糖会社六・二一円（^⑦）と、明治製糖会社六・六〇円となつており、一般蔗農の生産費は（^⑧）第一七表）五円以下が五八・七％、五一・六円が一八・七％、六円以上が二二・七％である。このように製糖会社の甘蔗生産費は、一般的には、農家のそれより高くなつてゐるということがいえるであらう。^⑨かくして、製糖会社の直営大農場による原料甘蔗の確保は、一般蔗農からの甘蔗買収に比して、経済的に不利であつたといふことができるであらう。

このように糖業資本にとっては、甘蔗を一般蔗農から可能な限り買収したほうが、直営大農場から自給するよりは、経済的に有利だったのである。しかし、問題は一般の農家に如何にして甘蔗を栽培させるかといふことであるが、小作制大農場の場合には、糖業資本は小作契約を通じて小作農家に蔗作を強制することができる。さらに、小作制大農場では、一般の蔗農に比較して、製糖会社が蔗作経営を直接に指揮して、反当収量の増大、品質の改善等

第17表 甘蔗作農家の蔗茎千斤当り
生産費割合 (単位: 戸, %)

生産費	戸数	割合
2 ~ 3円	5	6.7
3 ~ 4	15	20.0
4 ~ 5	24	32.0
5 ~ 6	14	18.7
6 ~ 7	11	14.7
7 ~ 8	4	5.3
8 ~ 9円	2	2.7
計	75	100.0

- 注1. 調査対象農家はその地方における
蔗作標準農家である。
2. 調査年次は昭和2~3年の甘蔗作。
3. 生産費のなかには物料費(種苗費、
肥料費)、労力費、農具費、公租公
課及び負担、土地資本利子、小作料
等を含み、農舎費は含まない。
4. 台湾總督府殖産局『主要農産物経
済調査 其ノ十三』(昭和4年), 143
~144頁より作成。

第16表 新式製糖会社の平均砂糖生産費
中に占める原料費の割合

(単位: 担当り円, %)

	原料費 (A)	生産費 (B)	(A)/(B)
明治42~43年	2.382	5.060	47.1
大正 1~ 2	3.209	9.556	33.6
4~ 5	3.182	6.284	34.3
7~ 8	5.146	11.961	43.0
10~11	5.844	12.988	45.0
13~14	5.017	10.385	48.3
昭和 2~ 3	4.515	9.870	45.7
5~ 6	3.192	7.063	45.2
8~ 9	2.551	6.331	40.3
11~12	3.613	7.279	49.6
13~14	4.659	9.063	51.4

- 注. 『第13台湾糖業統計』(大正14年),
80頁, 『第28台湾糖業統計』(昭和16
年, 104頁より作成。

旧植民地・台湾における日本人大地主階級
の存在形態

第18表 台南州の田畑別平均小作料と製糖会社小作料との比較 (昭和初期)

(単位: 甲当り円)

	台南州平均			大日本製 糖斗六製 糖所	新高製糖 嘉義工場	明治製糖 総爺工場	塩水港製 糖新営工 場	台湾製糖 高雄製糖 所
	上	中	下					
水田 両期作	238.97	193.58	151.56	60.00	80.00	32.00	45.00	45.00
単期作	126.34	99.54	75.42					
畑	126.46	94.03	69.30	30.00	30.00	50.00	40.00	54.00

- 注1. 製糖会社5工場(製糖所)は全部台南州にあるので、台南州の平均小作
料と対比した。
2. 台南州の平均小作料は、昭和2年の実収小作料、前掲『小作制度の改善』
79~80頁より。
3. 製糖会社の小作料は、根岸勉治『南方農業問題』(昭和17年), 132頁よ
り。水田小作料は両期作か単期作か不明。

の指導を行なうことが容易である。このように土地所有を媒体にした小作制大農場経営は、甘蔗の安価な確保という点では直営大農場経営より経済的に有利であり、甘蔗作付の強制及び蔗作の技術指導という点では、一般蔗作農家からの甘蔗買収方式に比してすぐれていた。⁽¹⁰⁾

製糖会社の小作制大農場経営は、小作料そのものの取得が主要な目的ではなく、前述の如く、原料甘蔗の低廉な確保が第一義的目的であつたので小作料は一般農家の小作料に比してかなり低廉であつた（第一八表）。製糖会社小作人の小作料形態は現物、あるいは金納であるが、多くの場合は現物を時価に換算して毎年七月、一二月に分納した。しかし、これらの小作人は栽培甘蔗を製糖会社に販売するのであるから、小作料はこの販売代金から差引かれるのが一般的であつた。⁽¹¹⁾

以上のように、糖業資本による土地所有は、歴史的には、(イ)会社設立当初においては、直営大農場の開設によつて原料甘蔗を安全に確保するための手段であつたものが、(ロ)漸次小作制大農場の開設による甘蔗の安価な確保のための媒体であるというように、変化したと考えるべきであらう。⁽¹²⁾ いずれにしても、糖業資本による土地所有は原料甘蔗の確保が第一義的目的であつて、小作料収入そのものは副次的目的でしかなかった。さらに、小作制大農場は糖業資本に対しての原料甘蔗供給の有力な源泉であるのみならず、糖業資本の、直営大農場に対する労働力の供給源でもあつたのである。つまり、会社の小作農民は蔗作の強制のみならず、労働力の提供も義務づけられていたのである。⁽¹³⁾ このように蔗作中心の小作制大農場を媒体とした労働力の確保は、前述の直営大農場の一時的貸付による労働力確保と共に、直営大農場の労働力補給に大きく役立ったのである。かくして、糖業資本による直営大農場は労働力需給の面でも、小作制大農場と有機的に結合していたのである。

土地所有面積の推移

(単位: 甲, %)

小作 権取得地	塩水港製糖会社				小作 権取得地	帝国製糖会社				小作 権取得地	全 製 糖 会 社 計				小作 権取得地
	社 有 地			計		社 有 地			計		社 有 地			計	
	自作地	小作地	計			自作地	小作地	計			自作地	小作地	計		
...	...	...	11,580	...	...	...	791	...	...	...	51,646	...			
421	5,413 46.2	6,307 53.8	11,720	3,566	164 26.0	467 74.0	631	11,017	23,413 44.5	29,149 55.5	52,562	36,955			
146	7,588 47.3	8,469 52.7	16,057	3,208	200 33.8	392 66.2	592	9,228	23,799 41.6	33,400 58.4	57,199	28,904			
1,573	6,512 44.5	8,137 55.5	14,649	2,299	1,455 100.0	—	1,455	9,095	33,521 49.9	33,696 50.1	67,217	24,159			
999	4,453 39.1	6,937 60.9	11,390	1,968	933 69.5	410 30.5	1,343	7,749	38,999 57.8	28,442 42.2	67,441	18,527			
1,519	4,913 46.1	5,735 53.9	10,648	1,567	1,566 96.4	58 3.6	1,624	6,766	38,701 53.6	33,520 46.4	72,221	15,578			
2,167	5,190 43.7	6,692 56.3	11,882	1,882	1,724 95.7	77 4.3	1,801	6,768	41,096 54.0	35,025 46.0	76,121	16,015			
...	...	...	17,500	...	...	...	...	...	...	...	...	...			

旧植民地・台湾における日本人大地主階級の実態

東洋製糖会社の南靖、烏樹林両製糖所事業を継承したことによる。

東洋製糖会社の斗六、北港、月眉烏日各製糖所事業を継承（東洋製糖会社を吸収会社を吸収合併したことによる）。

年報刊行会編『台湾經濟年報（昭和17年）』468頁より作成。

糖業資本の社有地の推移をみると（第一九表）、大正中期以降一貫して増大している。ここに製糖会社による土地所有の強靱性を確認することができる。⁽¹⁴⁾糖業資本による土地所有増加の急激な時期は、大正末期から昭和初期にかけてである。これは、この時期に、甘蔗の競合作物である米の価格が急騰し、⁽¹⁵⁾水田地帯の米作面積が増大して、⁽¹⁶⁾水田地帯の蔗作が後退し、⁽¹⁷⁾甘蔗作が一大脅威を受けるにいたったので、これに対処するために、糖業資本は所有地の増大によって、製糖原料を確保しようと計ったためである。そして、この時期は大戦後不況及び昭和の大恐慌に相当していたので、糖業資本の経済競争は熾烈を極め、資本の集積・集中は急進した（第二〇表）。かくして、糖業資本はこのような競争激化に対応するために、土地所有を媒体として、原料独占・原料の低廉な確保を行なおうとしたのである。これらの糖業資本の所有土地は、前述の如く、そ

第19表 製糖会社別・自作小別

		台 湾 製 糖 会 社				明 治 製 糖 会 社				大 日 本 製 糖 会 社			
		社 有 地			小作 権取得地	社 有 地			小作 権取得地	社 有 地			
		自作 地	小作 地	計		自作 地	小作 地	計		自作 地	小作 地	計	
大正7年	実数	...	...	18,299	...	...	...	2,041	...	...	...	2,341	
11	実数 割合	12,324 55.5	9,889 44.5	22,213	7,258	1,089 50.8	1,056 49.2	2,145	1,107	1,355 65.5	714 34.5	2,069	
12	実数 割合	11,102 49.4	11,382 50.6	22,484	7,488	1,267 53.8	1,090 46.2	2,357	956	1,079 57.4	800 42.6	1,879	
昭和3	実数 割合	17,257 58.6	12,174 41.4	29,431	4,740	3,251 44.6	4,035 55.4	7,286	1,429	3,908 40.2	5,818 59.8	9,726	
6	実数 割合	22,838 71.0	9,328 29.0	32,166	4,307	4,138 49.9	4,148 50.1	8,286	1,089	5,309 53.0	4,707 47.0	10,016	
9	実数 割合	19,944 62.3	12,068 37.7	32,012	2,688	4,989 56.3	3,870 43.7	8,859	1,230	5,819 49.9	5,837 50.1	11,656	
10	実数 割合	20,777 63.7	11,839 36.3	32,616	2,933	5,594 57.1	4,196 42.9	9,790	1,039	7,235 48.2	7,780 51.8	15,015	
15	実数	...	...	50,000	...	...	...	18,000	...	...	...	24,000	

- 注 1. 割合は自作地と小作地とを合計したものに対する割合である。
 2. 昭和3年の明治製糖会社所有地、小作権取得地の急増は、昭和2年9月
 3. 昭和3年の大日本製糖会社所有地、小作権取得地の急増は昭和2年10月
 合併したことによるものであり、昭和10年のそれは同年4月、新高製糖
 4. 台湾総督府『台湾糖業統計』の各年度分より作成。昭和15年は台湾経済

の全部が直営されているのではなく、五割内外は小作経営にだされている（前出第一九表）。全糖業資本の所有面積のうち、小作制大経営の行なわれている土地の割合は、大正末期―昭和初期で五割台、昭和六年以降は若干減少して四割台となっている。しかし、これを製糖会社別にみると、台湾製糖会社は自作地面積が五―七割と高率であり、帝国製糖会社は昭和期にはいつてから、所有土地の殆んど全部を自作経営している。

糖業資本は、このような社有地の外に、甘蔗作地帯で耕地を賃借して、これを直営あるいは又小作に出している。このような小作権取得地は大正中期において、全糖業資本所有地の五―七割とかなりの面積を占めていたのであるが、大正後期以降は急減して昭和期には二割台となった。これは、社有地における直営あるいは小作経営、一般蔗農からの甘蔗購入によって、原料甘蔗の確保が比較的容易になった

第20表 製糖会社の資本系列推移（昭和2年前後）

（単位：トン）

	昭和2年の金融 恐慌前		恐慌直後		備 考
	製糖会社名	工場能力	製糖会社名	工場能力	
三井系	台湾製糖 台糖製糖	9,414	台湾製糖 台糖製糖	11,150	
三菱系	明治製糖	5,370	明治製糖 塩水港製糖	11,866	塩水港製糖はこれ以降、一 時三井・台湾銀行系となる が、その関係は稀薄となる
藤山系	大日本製糖	3,584	大日本製糖 新高製糖	10,362	新高製糖は昭和10年大日本 製糖に合併される
鈴木系	塩水港製糖 東洋製糖	11,726	—	—	東洋製糖は南靖（1,000ト ン）、烏樹林（750トン）の 両工場を明治製糖に売却 し、その後大日本製糖に合 併される（昭和2年7月）
大倉系	新高製糖	3,284	—	—	
松方系	帝国製糖	3,234	帝国製糖	3,234	帝国製糖は昭和16年大日本 製糖に合併される
台湾銀行系	新東興製糖 興東南製糖	3,270	昭和製糖 台新製糖	3,270	昭和製糖は昭和14年大日本 製糖に合併。台東製糖は昭 和18年明治製糖に合併。新 興製糖は昭和16年台湾製糖 に合併される
地方資本家系	新竹製糖	560	新竹製糖	560	
合 計		40,442		40,442	

注。前掲『帝国主義下の台湾』、66、311～312頁、前掲『台湾経済年報（昭和17年版）』、384、388頁、その他より作成。

ことと、大正後期以降の糖価の低落・停滞⁽¹⁹⁾が、小作料を支払ってまでも借上地を自営あるいは小作経営して、生産費の高くつく⁽²⁰⁾甘蔗を確保することを、経済的に不利としたためである。会社別にこれを見ると、若干の特徴を指摘することができる。つまり、帝国製糖会社は社有地に数倍する小作権取得地を保持し、直営大農場経営による原料甘蔗の確保が、買収による原料確保と同じ割合を示している（後出第二表）。これは、帝国製糖会社が水田中核地帯（米糖相剋の中心地帯）におくられて進出したので、耕地を買収しようとしても地価が高く、そのうえ売却する地主も少なかったこと及び競合・対抗作物との関係から自営的原料確保の方法をとらざるをえなくなったためである。⁽²¹⁾

注(1) 台湾製糖会社(三井財閥系)は創立当初から、製糖原料である甘蔗所要量の少なくとも半分は、自作によって確保することを目標としていた(樋口弘編『糖業事典』(昭和三四年)、「思ひ出の糖業」、一〇頁)。

(2) 以上の二点については、伊藤重郎編『台湾製糖株式会社史』(昭和十四年)、一〇四頁参照。

(3) 前掲『南方農業問題』、一二六頁。

(4) 前掲『帝國主權下の台湾』、三三二—三三三頁。

(5) 台湾總督府殖産局『台湾糖業概観』(昭和二年)、一二〇頁参照。

(6) 台湾製糖会社の農場経営については、前掲『台湾製糖株式会社史』、一三一—一四、一五三—一五四頁参照。

(7) 大正期における製糖会社の甘蔗生産費と、一般蔗農のそれとを比較しうる資料はいまのところ見当たらないが、直営大農場による原料甘蔗の確保は、一般蔗農よりの甘蔗買収に比して「経済的生産」という観点からすると、有利でなかったということは、つぎの叙述からも確認できる。つまり、「……四十四年乃至大正元年の大暴風雨に遭遇し一時各農家はこれに怯えて蔗作を廃せんとする傾向ありしを以て、製糖会社は……、其将来を慮って自作農場経営の必要を感じ土地所有熱高まり、爾来台湾、東洋、明治、塩水港等の各社何れも土地買収又は開墾地予約私下により広大なる地積を獲得して自作蔗園を経営し、原料の一部自給と甘蔗農業改善を計りしも原料の経済的生産を実現すること能はず、中には数年の成績に鑑み寧ろ所有地を蔗農に賃貸し、耕作法其他に指導を加ふるに於ては農家の収益を増進すると共に会社の利益たるべしとなし、大正十一年頃より漸次之を実行するに至れり。」(傍点は引用者、前掲『台湾の糖業』、七一—七二頁)。

(8) 河野信治『日本糖業発達史(生産篇)』(昭和五年)、三三三頁。

(9) 製糖会社の生産費はいわゆる直接生産費のみであって、間接生産費である農具費、公租公課、土地資本利子、小作料等が含まれていない。したがって、これからの間接生産費を入れると、製糖会社生産費と一般蔗農のそれとの格差は、さらに拡大するものと思われる。一般蔗農の間接生産費は全生産費(直接生産費プラス間接生産費)の二—四割が最も多く、調査農家七五戸の四二・六%を占めている(台湾總督府殖産局『主要農産物経済調査 其ノ十三』(昭和四年)、一五一—一五二頁より算出)。

(10) 製糖会社と農民との小作契約書のうち、関係事項を摘記するとつぎの通りである。

旧植民地・台湾における日本人大地主階級存在形態

第一条 乙（小作人）は甲（会社社長）の指定せる左記の土地を小作し主として甘蔗耕作を為すものとす。

第三条 小作料納入期は甘蔗代金精算の場合とし若し右不足の場合は乙は直ちに現金を以て納入す可きものとす。

第六条 乙は耕作物の撰定及び栽培法に關して甲の指導に服従し特に左記条項は必ず実行するものとす。

（一）甘蔗は二年一作を原則とし甘蔗の輪作物として緑肥又は水稻を撿び九月末日迄に甘蔗を植付くるものとす。

（二）甘蔗の前作として緑肥を鋤込みたる土地に対しては特に小作料を免除す。

（三）甘蔗の品種は会社指定するものとす。

（四）蔗園は毎甲調合肥料拾五呎以上及堆肥貳拾車（一車八百斤以上）以上施用の義務を有す此場合には其年度の小作奨励規程に準拠し補助す。

（五）乙は次年度の早植用蔗苗として苗圃を設置すること。

（六）乙は蔗作を為し土地等級に對する責任斤量生産の義務を有す。

（七）略

第七条 乙は甲の承諾なくして農業以外の外業に従事する事を得ず。

第一〇条 甲は乙に對し営戸に付営分以内の宅地菜園を無料貸与す。

第十四条 乙が自己の勞力に余裕ある場合に於て甲より勞力の提供を要求せる時は乙は快くこれに應ずべし。此の場合甲は乙に相當の勞銀を支払ふものとす。

第十五条 乙が自己の収獲せる作物を売却せんとするに當り甲がこれを時価にて買取せんとする時乙はこれを拒むことを得ず。（前掲『帝國主義下の台灣』、三二九—三三〇頁）。

なお同様な小作契約書例については、前掲『台灣小作事情（予報之）』、七二—七五頁参照。

（11） 前掲『南方農業問題』、一三五頁。

（12） 台灣製糖会社設立当初の土地所有について、同社の初代支配人（のちに社長）山本悌二郎は「……此の土地自有といふことも、今では好いことになつて居るが、あの時分は仲々問題であつた。原料不足を補ふに都合は好いが、原料が高つく、又土地を持てば資本を寝せねばならぬ。」（河野信治『日本糖業発達史（人物篇）』〔昭和六年〕、二二一頁）とのべている。

(13) 前掲『南方農業問題』、一三四頁、『帝國主義下の台灣』、三三〇頁。

(14) 塩水港製糖会社と帝國製糖会社とは独占資本会社といえそうにないようであるが(個別の糖業資本会社を独占資本会社であるかどうか確定することは、独占資本範疇規定の基準、時期等によつて異なるので、なかなか困難であるが、ここでは一応、日本の代表的な中央巨大「財閥」(「コンツェルン」形態をとつた独占体・「財閥」)の系列に編入されている資本を独占資本といつておく、以下独占資本という場合は同じ)、独占資本会社(台灣製糖会社―三井財閥系、明治製糖会社―三菱財閥系、大日本製糖会社―藤山系、三菱資本も大株主)と対比する意味で若干の検討を行なう。

(15) 台灣總督府殖産局『台灣米穀要覽』(昭和十三年)、九五、九七頁。

(16) 右同書、四四頁。

(17) 前掲『台灣の糖業』、四二頁。

(18) 台灣總督府殖産局『台灣の糖業』(昭和十四年)、一六頁、右同書、七三頁。

(19) 台灣總督府殖産局『第二八台灣糖業統計』(昭和十六年)、一八九―一九〇頁参照。

(20) 前掲『南方農業問題』、一三九頁参照。

(21) 前掲『台灣糖業概観』、二〇七頁。

(2) 糖業資本による原料獲得の三形態

糖業資本による原料甘蔗の獲得方法には、つぎの三種類がある。第一は直営大農場からの原料獲得。この直営大農場は前述の如く、社有地のみではなく、賃借地においても行なわれる。第二は小作制大農場からの原料獲得。これも社有地のみではなく、賃借地の転賃によつても行なわれる。第三は一般蔗農からの原料買収。

原料獲得の第一形態である自営的原料獲得は自営面積、自営原料獲得量とも、全製糖会社平均で二割内外である(第二一表)。そして、その割合は昭和初期から昭和七―八年にかけては漸増しているが、それ以降は漸減している。これは昭和八―九年、内地での打ち続く豊作と経済界の不況のため、いわゆる米の過剩化傾向が生じ、蓬萊米の内

収穫面積及び数量の推移

(単位：甲、千斤)

買 収 面 積				
昭和3～4年	5～6	7～8	9～10	13～14
18,484 72.0	12,958 61.5	12,847 66.1	17,632 73.2	23,472 76.5
18,962 93.4	13,832 90.1	9,838 86.1	17,020 90.4	25,868 90.3
19,200 94.8	14,593 88.5	14,027 86.2	23,252 87.6	30,097 88.9
12,570 90.5	9,700 85.9	6,806 70.6	12,604 91.5	19,598 88.0
6,504 54.6	5,178 51.6	2,206 40.5	3,935 45.6	8,058 56.6
86,212 82.6	64,836 77.1	53,023 75.1	81,440 80.5	118,265 83.4
買 収 原 料 数 量				
昭和3～4年	5～6	7～8	9～10	13～14
2,084,253 67.9	1,436,348 59.0	1,381,736 61.7	1,824,272 64.3	3,265,511 74.0
2,154,089 93.7	1,629,006 88.3	1,069,271 85.1	2,118,044 87.8	3,768,807 90.1
1,898,299 92.6	1,619,943 87.0	1,614,405 87.7	2,790,715 88.3	4,050,113 89.3
1,381,529 88.9	1,124,639 83.8	690,251 74.4	1,562,720 82.9	2,518,268 88.5
532,481 50.1	479,062 45.8	187,450 37.6	347,679 39.9	918,395 60.1
8,878,701 80.5	7,259,513 75.5	5,689,734 74.8	9,249,989 78.3	15,778,413 83.6

地への移入が調節・制限されることになり、蓬萊米の甘蔗に対する競合的位置が低下し、製糖会社にとっては甘蔗原料の獲得が比較的容易になったためである。さらに当時の糖価停滞は、台湾糖業をして「過剰糖」対策としての産糖調節を計らなければならない事態に追込んだためである（昭和七八、八一九の両年度、昭和七八年度は前期に比して三割減の制限を受けた）。この自営原料獲得量を社有地の直営と賃借地の直営とに分けてみると（第三表、昭和八一九年度で、前者が一六・七%、後者が一二・七%であった）。

原料獲得の第二形態である小作制大農場からの獲得量は、昭和八一九年度で七・一%、このうち社有地の小作経

第21表 製糖会社別・自営買収別原料甘蔗の

	自 営 面 積				
	昭和3~4年	5~6	7~8	9~10	15~14
台湾製糖会社	7,188 28.0	8,122 38.5	6,575 33.9	6,466 26.8	7,210 23.5
明治製糖会社	1,347 6.6	1,521 9.9	1,585 13.9	1,811 9.6	2,782 9.7
大日本製糖会社	1,062 5.2	1,902 11.5	2,239 13.8	3,295 12.4	3,739 11.1
塩水港製糖会社	1,316 9.5	1,590 14.1	2,834 29.4	2,863 18.5	2,667 12.0
帝国製糖会社	5,127 44.4	4,861 48.4	3,242 59.5	4,701 54.4	6,177 43.4
全製糖会社計	18,102 17.4	19,246 22.9	17,540 24.9	19,704 19.5	23,550 16.6
	自 営 原 料 数 量				
	昭和3~4年	5~6	7~8	9~10	13~14
台湾製糖会社	985,082 32.1	997,576 41.0	857,073 38.3	1,014,212 35.7	1,146,758 26.0
明治製糖会社	145,647 6.3	216,470 11.7	187,020 14.9	294,070 12.2	415,864 9.9
大日本製糖会社	152,264 7.4	242,531 13.0	226,847 12.3	370,923 11.7	487,646 10.7
塩水港製糖会社	172,767 11.1	218,037 16.2	237,131 25.6	321,673 17.1	327,504 11.5
帝国製糖会社	529,469 49.9	567,673 54.2	311,522 62.4	524,737 60.1	609,015 39.9
全製糖会社計	2,144,923 19.5	2,351,373 24.5	1,920,876 25.2	2,561,038 21.7	3,089,280 16.4

注. 台湾總督府殖産局『台湾糖業統計』の各年度分より作成。

第22表 製糖原料獲得形態別収穫高及び割合
(昭和8~9年度) (単位: 千斤, %)

	収 穫 高	割 合
会社自営原料	2,181,975	29.37
社 有 地	1,236,525	16.65
承 贖 地	945,450	12.72
賤耕的買収原料	523,336	7.05
出 贖 地	314,734	4.24
転 贖 地	208,602	2.81
一般的買収原料	4,722,918	63.58
計	7,428,229	100.00

注. 前掲『南方農業問題』, 41頁より。

の第二、第三形態を合わせた買収による原料買収は、同年において、六三・六%となっている。このような原料獲得の第三形態である一般蔗農からの作経営が二・八%となっている。原料管が四・二%、賃借地の転貸による小

る原料獲得量（買収面積）は、昭和初期以降八割内外である（前出第二一表）。

この原料買収方法のうち、小作制大農場による方法は前述の如く、小作契約を通じて蔗作を強制しうるので、原料確保は比較的容易であるが、一般蔗農からの原料買収は、原料獲得の三形態のうちで、最も困難なものである。

そこで、製糖会社は種々の方策を用いて農民に蔗作を強制するのである。つまり、(イ)蔗作を条件として、耕作資金の前貸し、各種補助金・奨励金の交付を行ない、同時に会社は栽培技術について直接に指揮・監督を行なう、(ロ)製糖会社が大量の民有地に巨額の資本を投じて系統的な水利灌漑工事を行ない、その代償として、これらの工事施行地の三分の一または二分の一に、各年甘蔗の耕作を義務づける等⁽¹⁾の方法を採用した。このように一般蔗農からの原料買収の場合でも、かれらに對して、いろいろの束縛を加えて、甘蔗作付の強制を行ない、原料甘蔗の確保を計ったのである。

注(1) 前掲『台湾糖業概観』、一五二頁。

2 茶業資本地主、製紙資本地主

(1) 茶業資本地主

ここでは、茶業独占資本としての三井農林会社の茶業直営大農場の検討を行なう。

三井資本の台湾への進出は、明治三十一年三井物産会社が台北に支店を設置したことにはじまる。そして、明治三十三年には、三井資本が中心になって台湾最初の新式製糖会社である台湾製糖株式会社を創立し、三四年には米、三六年には赤糖の買付開始、四〇年頃より茶貿易に、四一年より樟腦の委託販売に進出した。⁽¹⁾

三井資本の台湾での土地所有進出は、明治四〇年から開始され、当初は樟樹造林を目的として三万甲の官有地を

第 23 表 三井農林会社の粗茶工場別茶園面積及び小作人
(単位：甲、戸)

	茶園面積	田畑面積	造林面積	計	小作人
角板山茶園	500	200	1,352	2,052	290
大豹茶園	600	70	3,755	4,425	387
大寮茶園	200	70	1,471	1,741	...
礫窟茶園	300	20	299	619	...
龜山茶園	200	50	4,449	4,699	...
計	1,800	410	11,326	13,536	

注. 前掲『熱帯農企業論』, 554, 558, 583, 594頁より作成.

予約許可、樟樹造林許可及び年期借地の方法により貸下を受けた。⁽²⁾そして、昭和一〇年前後には、そのうちの半ば以上に当る一万八千甲近くが、予定の事業を成功して払下げを受け、所有地となった。⁽³⁾このような官有地の取得の外に若干の民有地の買収（一、〇八八甲）が存在するが、前述の如く、圧倒的割合の所有地（九四・一％）は官有地の低廉なあるいは無償払下げ地であった。⁽⁴⁾

三井資本が台湾において新式製茶工場を中心にした茶園大農場経営に乗り出したのは、大正六、七年頃からであり、⁽⁵⁾そして、樟樹造林目的の払下げ地の一部を、茶園経営地に転化した。この製茶事業は粗茶工場を中心にして、その周囲に直営茶園を付属させ、直営茶園で生産された原料生茶は各粗茶工場で粗加工が行なわれ、この粗茶は台北にある直営再製茶工場に集中されて精製され、三井物産会社を通じて輸出されたのである。粗茶工場を基軸にした茶園経営は樟樹造林を目的として払下げられた土地なので、茶園面積は（第三表、二〇〇一六〇〇甲、これに田畑面積二〇一二〇〇甲が付属し、その他は造林地となっている。この茶園は会社の直営大農場であって、製茶原料の殆んど全部はここから供給されたのである。この直営茶園に付属している田畑は直営茶園の必要とする労働者の、食糧自給の目的をもって、一農家当り二―三甲の規模で小作にだされていたのである（小作料は会社が肥料代四割補助して分益代金納）。⁽⁶⁾つまり、この場合の田畑小作経営の設定は、茶園直営大農場の労働力を恒常的に確

保するためのものであった。というのは、茶園直営大農場が山地地帯に存在するため、直営農場の必要とする労働力は常に欠乏の状態にあったからである。かくして、田畑の小作経営は直営大農場の労働力不足を、小作人の賦役地代的性格の労働によって恒常的に補充するという役割を果たすのである。このように茶園直営大農場は直営経営と小作経営とが有機的に結合した大農場である。小作経営地は田畑のみではなく、大規模茶園造成の不適地にも設定されている。三井農林会社の茶園総面積のうち、茶作直営は七・四%、農作小作五・九%、造林直営八六・八%となっている。

以上の三井農林会社による土地所有の特質を要約すると、つぎの如くいえるであろう。(1)三井資本の土地所有への進出は、前期的・政商的資本であった三井が資本として自己を形成した後に、茶園経営のために行なったものであるから、このような土地所有に基礎をおく茶園直営大農場が、三井資本の形成に大きな役割を果たしたということとではない。(2)三井茶業資本は、土地所有を基盤にした直営大農場において、製茶原料を生産するのであるから、三井茶業資本による土地所有は、基軸事業である製茶業の再生産過程と機能的に結合している。(3)製茶業資本としての発展と、土地所有規模との増大とが、同時的・並行的過程として行なわれた。(4)茶業資本地主の小作制大農場は、直営茶園の必要とする労働力を恒常的に確保するためのものであって、小作料収入そのものの取得は副次的・第二義的な目的でしかなかった。

注(1) 前掲『台湾経済年報(昭和一六年版)』、六九、七〇—七二頁。

(2) 前掲『熱帯農企業論』、五四—二頁。

(3) 右同。

(4) 三井農林会社の昭和一五年前後(当時日東拓殖会社と呼称)における資本金は一、〇四五万円(払込金九四五万円)。

総株数二〇万九千株、そのうち、三井物産会社八九・九%、三井鉱山会社九・五%と三井財閥直系会社の持株が九九・三三%を占め、残りの僅少株も三井財閥関係者が大部分を所有していた（樋口弘『日本財閥論』（上）、〔昭和十七年〕、一七頁、その他）。

（5）台湾總督府は大正七年以来、大茶園経営の奨励を積極的に行ないはじめた。

（6）前掲『熱帯農企業論』、五九五頁。

（7）右同書、五八三頁。なお粗茶工場の経営については同書、五五四、五七八頁参照。

（2）製紙資本地主

ここでは、製紙独占資本としての三菱製紙会社の竹林直営の検討を行なう。

三菱資本の台湾への進出は、三井資本よりずっとおかれて明治三九年、明治製糖会社を設立したことにはじまる。つづいて明治四一年、台湾での竹パルプ製造事業への進出にもとづき、製紙原料確保の目的をもって、台湾最大の竹林密生地帯である清水溪流域一帯に、約一万五千甲の竹林経営に関する契約を、總督府と締結した。この竹林経営に関する契約の内容は竹材及び立木の払下げと、竹林の利用権を獲得することであった。⁽¹⁾三菱製紙会社は竹林の林役権解除に対して地元民に支払った補償金は五六六名分、三万四、〇二三円、總督府へ支払った立木竹払下げ代金は九、五二六円であった。かくして、四万三、五四九円の支出で、一万五千甲に及ぶ広大な竹林の利用権を取得したのである。このような植民地的土地収奪は地元民の反抗をあげしくしたので、この三菱製紙会社の竹林経営地には当分の間、三菱なる名称は一切使用せず、ここかしこに、「台湾總督府模範竹林」なる標札を立て、竹林事務所看板も「台湾總督府模範竹林事務所」という仮名を使用した。そして、明治四三年八月になって、始めて「三菱台湾竹林事務所」なる名称を使用するにいたった。

竹林事務所の本業はパルプ工場に原料竹材を供給することであったが、竹パルプの製造事業は失敗し、台湾三菱製紙所は大正二年末に工場休業、大正五年には工場を閉鎖するにいたった。しかし、一万五千甲に及ぶ大竹林の経営・利用権は依然として三菱製紙会社が保有していたのである。そこで、三菱製紙会社は、この大竹林の利用権のみならず、所有権をも取得しようとして、大正三年一月、大竹林の予約払下げを總督府に出願し、翌年四月にこれは許可された（成功期間は一〇カ年間⁽²⁾）。この成功期間中の借地料は一甲当り一カ年一錢五厘という低廉なものであった。大正一四年七月には成功期限が満期になって、所有権の移転が行なわれたわけであるが、この広大な土地に、三菱製紙会社が実際に造林した面積は僅かに二、二一一甲に過ぎず、残余の一萬甲以上の林野の多くは既成の竹林であった⁽³⁾。そして三菱製紙会社がこの一〇カ年間に投下した資本は約六八萬円であった。竹林事務所及び竹林関係の經常費は竹材、筍等の販売代金と地元民に貸付けた土地の小作料によって補填し、毎年多少の剰余金が生じ、その額は一〇カ年間で一〇萬円にも達した。事業成功後の土地払下げ価格は、一甲に付き一円五〇錢、価格総額は総面積が一萬四、五一四甲であったので、二萬一、七七二円であった。世間では、この払下地は時価に見積って五—六萬円位はするだろうといっていたし、またパルプ工場での損失を、この土地取得で取返えしたことになるということで、三菱を批判した。ここに国家権力と結託した三菱資本は植民地・台湾において、低廉な価格で広大な林野を所有するにいたったのである。

このような地元民からの植民地的土地収奪は、植民地における階級的対立を民族的対立と重疊化させて、かの有名な「三菱の竹林事件」を発生させ、この竹林の払下げ問題は一躍時代の注目の的となった⁽⁴⁾。

昭和初期における三菱台湾竹林事業所の所有面積は田畑三二六甲、山林一万四、五一三甲、その他四五甲、合計一

万四、八八四甲であつた。⁽⁵⁾このうち田畑は小作制農場として経営されていたことはいうまでもないが、一部分はパイナップル事業地として直営が行なわれていた。

三菱製紙会社は昭和七年、図南産業合資会社を新設して(資本金一〇〇万円)、三菱竹林事務所の事業を引継がせ、さらに、昭和十一年一月には東山農事株式会社、一四年には図南産業株式会社(資本金六〇万円)にその事業を継承させた。

図南産業会社の昭和一五年頃の所有面積は一万四、六八三甲、事業内容は主として竹林経営、造林、桐油製造等であつた。竹林は総面積の大半である八千甲余を占め、大部分は会社直営で、一部は小作料を徴収して地元民に小作せしめた。造林地面積は約二、一〇〇甲で、主として油桐、松、広葉杉、杉、相思樹等を造林していた。その他コヒイ園、茶園、キナ園、ワットル園等を経営していた。⁽⁶⁾このうち、所有林野内における小作地の設定は、林木伐採後に林内植民を行なつたものであつて、地代収入の取得というよりは、小作人の労働力を林木伐採及び造林用に、低廉に確保・使用することが主要な目的であつたように考えられる。⁽⁷⁾

注(1) この契約書の全文については、『三菱製紙六十年史』(昭和三七年)、一四四—一四五頁参照。以下の叙述のうち、歴史的事実に関して出所を明記しないものは同書による。

この竹林地帯の五千数百戸の地元民は、住居、家具の主要な材料として竹を利用し、さらに筍を食料とし、竹を原料にして製紙を行ない、あるいは竹材を売却する等して生計を立てていたのである。しかし、總督府はこのような地元民の慣行的な業主権、林役権(竹林から生ずる果実を収獲する権利)を無視して、「台湾林野規則」によつて業主権が不明確であるという理由のもとに官有とし、林役権の解除を行なつた。このような植民地的土地収奪は地元民の反抗を惹起する恐れがあつたので、林役権確認者には補償金を交付し、さらに、自家用の竹は従来通り「無償で交付」し、竹材の売買を業とするものには有利な価格で払下げる等の配慮を行なつた。しかし、地元民の不満・反対運動を抑止するこ

及び自小作別形態（昭和16年）

（単位：甲）

自小作別形態	土 地 所 在 地
コーヒー園全部 直営（雑作小作）	花蓮港庁瑞穂区舞鶴
大部分直営一部小作	台東庁新港郡蘭庄高原
小作84.2甲 直営33.2甲	台南州嘉義市紅毛碑
大部分直営一部小作	台東庁関山郡関山庄日之出
.....	

したもので、東台湾日之出農場ともいわれた。
『農企業論』、506～507, 541, 582頁、その他より

旧植民地・台湾における日本人大地主階級が存在形態

一五二

とはできず、明治四五年三月には有名な「林圯埔事件」として暴発した。これは、地元の一部台湾人が竹林に接した頂林庄の巡査派出所を襲撃して、三人の巡査を殺した事件である。その後もこの反抗運動は持続した。

(2) この予約払下げの許されたことを知った地元民は、三菱資本が製紙業をやめたうえは竹林は地元民に返還すべきであると主張して、払下げの反対運動を展開した。この反対運動の鎮撫策として、総督府は三菱竹林事務所に対して、管理区域内の土地一、〇三六甲を地元民に割譲し、これを関係地元民の共同管理にさせるよう要請したので、三菱側もやむをえずこれを承諾した。

(3) 前掲『植民史』、二〇九頁。

(4) この「三菱の竹林事件」は三菱へ竹林の所有権が移転される大正一四年に、地元台湾人が、「我等は此の竹林の正当なる業主権者なり、我等庄民全部を死地に陥れてまでも天下の富豪三菱を庇護するの必要果して那邊に存するか」（前掲『植民史』、二〇九頁）といって、「徒党を組んで役所に押しかけ、ある

いは百数十名ないし五〇〇余名が連署して歎願書を総督府に提出し、聴かなければ無断で竹林を濫伐し、放火する等と放言し、なだめようとすれば、子弟の休学・公課金の不納・公使役の拒否などを唱えて反抗した。……一時は竹林事務所でも家族を避難させ、所員は武装するなど極度に緊張した。」

（前掲『三菱製紙六十年史』、三六七頁）という内容のものであった。そして、この事件は議會でも問題となり、一躍時代の脚光をあびた。以上のような反抗運動をおさえるために、総督府は種々の譲歩を行なうて漸く鎮圧した（譲歩の内容及び三菱竹林事務所が地元民と取りかわした「覚書」の全文については、前掲『帝國主義下の台湾』、三六一三七頁、矢内原忠雄『植民及植民政策』（昭和一〇年）四七七―四七八頁、山川均『弱小民族の悲哀』、三八―四二頁（『改造』、第八巻第五号、大正一五年五月）参照。

(5) 前掲『台湾に於ける母國人農業植民』、二五六頁。

第24表 主要コーヒー園会社の創業年次、土地獲得形態、農場面積

	創業年次	土地獲得形態	農場面積	利用面積	コーヒー園面積
住田物産会社農場	昭和5年	官有林売渡し(405甲)買収(25甲)	425.7	417.7	320.0
高原農場	〃 9年	全部官有林貸渡し	564.5	269.0	148.0
木村コーヒー店	〃 8年	全部買収	301.0	142.2	117.4
嘉義農場	〃 12年	全部官有林貸渡し	841.8	220.0	56.0
東台湾コーヒー産業会社農場	〃 12年	全部官有林貸渡し	841.8	220.0	56.0
台湾コーヒー会社農場	…	……	121.0	…	32.0

- 注1. 東台湾コーヒー産業会社は木村コーヒー店が土地払下げの関係から設立
 2. 前掲『台湾経済年報(昭和17年版)』, 405~406, 413, 438頁, 前掲『熱帯作成』

(6) 東山農事株式会社『東山農事』(昭和一五年)、五一~六頁。
 (7) このことを資料的に確認することは、いまのところできないが、竹林の一部皆伐更新計画を立てて、跡地を開墾して畑地にしたということ、水田の小作経営を行なったということは確認できる(前掲『東山農事』、五頁、『三菱製紙六十年史』、三七五頁)。

(二) 産業資本地主

1 製菓資本地主

熱帯植樹としてのコーヒーの企業的栽培は、昭和二年頃より着手された。これは、台湾西部における総督府殖産局試験所の栽培成績に刺激され、あるいは昭和初期からの我が国へのコーヒー輸入額、国内消費量の急増に刺激されたものと考えられる⁽¹⁾。まず企業的なコーヒー園経営は日出食品会社鳳梨農場、内外食品会社農場及び図南産業会社農場によって、鳳梨栽培のかたわら、試験的に数甲宛栽植され、いずれも相当の成績を収めた⁽²⁾。そして、昭和五年よりはコーヒー園専門の大規模農場が開設されるようになった(第二四表)。

コーヒー園経営のための土地獲得は、多くの場合、官有森林原野の売渡し及び貸渡しを受けて開墾するのであるが、部分的には買収によるも

のもある。

台湾におけるコーヒー園経営の最大の会社は、柴田文次のひきいる木村コーヒー店であるが、この製菓会社は直系の東台湾コーヒー産業会社の農場をも含めると、一、七〇七甲の農場面積をもっていた（所有地三〇一甲、貸渡地一、四〇六甲）。これにつぐものは住田多次郎の主宰する住田物産会社で、四二六甲の農場面積を経営していた。

これら製菓会社のコーヒー園経営における直営経営と小作経営との結合状態をみると、木村コーヒー店嘉義農場は大部分小作で一部分が直営であった。他の製菓会社のコーヒー園は、これとは反対に、大部分が直営で、一部分が小作経営であった。木村コーヒー店嘉義農場が小作制農場を中心としたものであったのは、小作経営（小作移民）の設定によって、直営農場の必要とする労働力を低廉に確保するためであった。というのは、この嘉義農場は嘉義市の中心街より一里以内のところに立地し、付近に農事試験所等があって、労働力の需要度が大きいために、労働賃金が高く、かつ労働者を確保することが極めて困難であったからである。⁽⁵⁾住田物産会社、木村コーヒー店高原農場及び東台湾コーヒー会社農場が直営中心の大農場形態をとったのは、農場付近に蕃社が存在し、これらの高砂族を労働力供給源とするので、労働者の確保が比較的容易であったからである。そして、労働者の不足部分は小作経営の設定によって確保しようとしたのである。

コーヒー園農場における小作経営の設定は、(イ)当然のこととはいえ、小作契約を通じてコーヒー樹の栽培を強制している。(ロ)小作人の生産したコーヒー種全部は地主に納入する義務を有し、地主はこれに対して一定の報酬金を支払う。(ハ)コーヒー園の栽培管理は、総て地主の指揮・指導に従うこと。(ニ)コーヒー栽培そのものに対する小作料は免除されており、ただ間作の場合は一定期間後、土地使用料を徴収する等の規制をとまっている。⁽⁶⁾

第 25 表 製薬会社のキナ面積、所在地及び貸渡許可年月（昭和17年）

（単位：甲）

	キナ面積	所在地	国有地貸渡許可年月
星キナ産業株式会社	517.12	高雄州潮州郡蕃地ライ社外1	昭和15年11月
株式会社	712.19	台東庁台東郡蕃地チョカウライ社外1	〃 16年4月
武田長兵衛商店	741.85	台東庁関山郡蕃地バンチョウ社外1	〃 14年10月
株式会社塩野義商店	827.20	高雄州潮州郡蕃地カビヤン社外4	〃 11年6月
	924.81	高雄州潮州郡蕃地トワアウ社外2	〃 14年9月

注．西海枝満寿夫「本島の規那栽培事業」，89，93頁（台湾農会『台湾農会報』第4巻4月号，昭和17年4月），その他より作成。

旧植民地・台湾における日本人地主階級の存在形態

注（1） 前掲『台湾経済年報（昭和一七年版）』，三九四—三九五，三九九頁。ここで産業

資本という場合には，一応，日本の中央巨大「財閥」の系列に編入されることがなく，主として，生産過程に資本を投下し，そこから利潤を生み出す資本のこととしておく。

（2） 右同書，三九九頁。

（3） 木村コーヒー店は横浜に本拠をおく製菓販売会社で，各地に支店を有していた。右同書，四〇五頁。

（4） 住田物産会社は大阪に本拠をおく資本金五〇万円の輸出入業者で，サイパン島においては農企業を行ない，商業資本より産業資本への転化を計りつつあった会社である。右同書，四〇九頁。

（5） その他の副次的理由については，右同書，四三七頁参照。

（6） 地主小作人間のコーヒー栽培契約書については，右同書，四四一—四四三頁参照。

2 製薬資本、製茶資本の直営大農場

内地製薬資本のうち，台湾において直営大農場を開設している主要な会社は（第二五表），星製薬会社、武田製薬会社、塩野義商店等である。これらの製薬会社の土地取得形態は大部分官有森林原野の貸渡しであり，一部分が売渡しである。これらの製薬資本の台湾への進出は大正末期から昭和初期にかけてであった。⁽²⁾そして，進出の当初は内地の工場で製薬事業を行なって，台湾の農場は原料の供給基地であったが，その後台湾に製薬工場を建設し，農場からの製薬原料を中心にして，製薬事業

第 26 表 製茶会社の創業年次、所有面積及び茶園面積

(単位：甲)

	創業年次	所有面積	うち 茶園面積	代 表 者
持木興業合資会社	大正11年	480	225	持 木 杜 造
中 野 商 店	昭和 6 年	280	…	中 野 十 郎
三庄製茶株式会社	“ 11 年	160	130	渡 辺 伝右衛門
台湾農事株式会社	“ 15 年	470	170	中 村 円一郎

注 1. 判明分のみ。

2. 所有面積のなかには、若干貸渡許可地が含まれていると考えられるが不明である。

3. 前掲『熱帯農企業論』、508～509, 556頁、三共六十年史刊行委員会『三共六十年史』(昭和35年)、82頁、その他より作成。

旧植民地・台湾における日本人大地主階級存在形態

一五六

を行なうようになった。この製茶資本所有の農場はすべて直営大農場であつて、キナ樹は局部的造林であるため、大面積の土地を必要とした。農場労働者は大部分高砂族の労働者で、一部分が台湾人労働者であつた。

大正末期から昭和初期にかけての期間に、製茶資本が大農場の経営に乗り出したのは、この直営大農場による原料確保によつて、競争力を補強しようとしたためである。大正末期―昭和初期の不況期には製茶業界の販売競争は激化し、薬価、販売量は大幅に減少して、製茶会社の業績は不振を続けた。この時期には各製茶資本とも国産新葉の製造・販売、新規事業への進出によつて、この不況からのがれようとした。かくして、製茶資本の台湾への進出は、かかる国産新葉の製造・販売及び新規事業への進出の一環として行なわれたものである。⁽³⁾

製茶資本の台湾への進出は、大正末期から昭和期にかけてであつた(第二六表)。これらの製茶資本は製茶工場を台湾に建設し、農場はすべて直営大農場であつて、製茶原料の殆んどは、この直営大農場から供給された。直営茶園の労働者は地元の台湾人であつた。

以上製葉・製茶・製茶資本等の産業資本による土地所有の状況を検討したのであるが、ここで産業資本による土地所有の特質を要約すれば、(1)製葉・

製菓・製茶資本の土地所有への進出は、これらのものが、産業資本として自己を形成・確立した後に、基軸事業である製菓業、製茶業、製茶業における競争力を強化するために行なわれたものである。(c)これらの産業資本による土地所有、直営大農場の経営は、基軸資本の再生産過程と機能的に結合している。(d)産業資本としての発展と、土地所有規模、直営大農場規模の拡大とが同時的過程として進行した。(e)これらの産業資本のうち、小作制大農場を経営しているものは、土地所有にもとづく小作料収入そのものの取得は副次的・従属的なものであって、主要な目的は、直営大農場の必要とする労働者を低廉に確保することであつた。

注(1) これら製菓会社の資本規模、性格については、前掲『熱帯農企業論』、五〇七—五〇八頁、星一については、猪野三郎編『大衆人事録』(昭和二年)、ホの二七頁参照。なお、一流の製菓資本は第一次大戦時における医薬品不足と薬価騰貴の際に、国産新薬の製造に着手して、商人資本から産業資本へ転化したと考えられる。大日本製菓株式会社『大日本製菓六十年史』(昭和三年)、七〇頁、三共六十年史刊行委員会『三共六十年史』(昭和三年)、四八—五二頁、武田薬品工業株式会社『武田百八十年史』(昭和三年)、一一四—一一五頁、一二二—一二四頁参照。

(2) 武田製菓会社と台湾との関係は昭和二年三月、嘉義市下路頭に嘉義菓草園を開設し、コカを栽植したことにはじまる。昭和三年以来キナ樹栽培の調査研究を進め、昭和八年には試験農園を経営するにいたつた。そして、昭和一〇年一月には、株式会社武田長兵衛商店の出張所を開設し、一〇月には台東庁に宮有林野七一二甲を借り受けて大武キナ園を経営しはじめた。その後、昭和一四年一〇月には、台東庁関山郡に山地の貸下を受けて、七四二甲の関山キナ園を開設し、さらに、台中州竹山郡にも貸下を受けて、五八甲の竹山農園を経営しはじめた。昭和一六年四月には台湾武田薬品株式会社を創立した(資本金一〇〇万円、一八年一五〇万円)(前掲『武田百八十年史』、三五六—三五七、五八八—五九一頁)。

(3) 右同書、三四二、三四四頁、大日本製菓会社の新規事業への進出については、前掲『大日本製菓六十年史』、九五頁、三共会社については、前掲『三共六十年史』、八九、九一頁参照。

(4) これら製茶資本の規模、性格については前掲『熱帯農企業論』、五〇八—五〇九頁、台湾農事会社の中村円一郎(静岡県)旧植民地・台湾における日本人地主階級が存在形態

岡山県の代表的な製茶業者、多額納税者、貴族院議員）については、前掲『大衆人事録』ナの五五頁参照。

(5) これらの産業資本が土地所有へ進出した当初において、このうちには、注記しておいたように、まだ産業資本化していたとは必ずしもいえないものも含まれているが、少なくとも、その方向へ移行しつつあったといえそうに思われるので、ここでは一括して産業資本といっておく。

(三) 地場資本地主

1 三五公司源成農場・南隆農場

合資会社三五公司の源成農場は南隆農場とともに、愛久沢直哉の設立したものである。⁽¹⁾両農場とも、明治末期に日本人の小作移民を招来して小作制経営を行ない、自己の所有する製糖会社⁽²⁾に原料甘蔗を供給させることを目的としたものであった。

源成農場は明治四二年、台中州北斗郡二林庄及びその付近に官有予約開墾許可地四五六甲、これに隣接する民有地一、五六九甲を買収して一集団地となし、日本人小作移民を收容して小作制大農場を開設しようとした。⁽²⁾そして明治四二年五月までに八六戸(三三二人)の内地人農民を招来したのであるが、これは結局失敗して、小作人を地元台湾人に切りかえて小作制大農場を開設した。明治四三年には改良糖廬を設立して赤糖の製造を開始し、水田にも蔗作を行なった。その後蔗作の比重は漸増した。昭和元年における農場所有面積は(第二七表)、田一、五八一甲、畑八六〇甲、その他八五甲、計二、五二六甲であつて、水田中心の小作制大農場であつた。

昭和八年には新式製糖工場を設立し(昭和一五年の会社資本金は三五五万円、全額払込)、昭和一二年には小作水田の三年輪作を採用した。つづいて昭和一四年には、蔗作期間は会社が農場を直営して製糖原料の確保につとめ、稲作

第 27 表 三五公司源成農場面積の推移

(単位：甲)

	明治42年	大正元年	7 年	昭和元年	6 年	15年
出				1,581	1,612	1,262
畑				860	1,233	1,547
そ の 他				85	247	1,200
計	2,025	2,640	3,280	2,526	3,092	4,009

注 1. 明治42年、大正元年、大正7年の農場面積のなかには官有予約開墾許可地を含む。

2. 明治42年は前掲『台湾に於ける母国人農業植民』、3頁、昭和元年は同書256頁、大正元年、大正7年、昭和6年は『熱帯農企業論』、540頁、昭和15年は『第28台湾糖業統計』、70～71頁より作成。

期間は所有耕地を以前通り小作経営とした（三カ年のうち、一年半が蔗作直営、残りの一年半が稲作・雜作小作）。小作契約期間は六カ年であり、当時の小作人総数は千人余であった。このように源成農場は蔗作の直営経営と稲作の小作経営とが輪作を媒介にして結合し、稲作小作人は蔗作期間中は蔗作直営農場の労働者となったのである。かくして、かれらは半分は農業労働者で、半分は小作人農業者となったのである。⁽³⁾

このように源成農場は蔗作直営と稲小作経営とが、土地利用と労働力確保との両面から有機的に結合していたのである。つまり、稲小作経営の設定は、直営農場の労働力を安全・有利に確保するためのものであり、同時に土地利用上からも有利であった。

源成農場の所有面積は昭和六年三千町歩、昭和一五年四千町歩（山一、二六二甲、畑一、五四七甲、その他一、二〇〇甲）と一貫して増大している。

南隆農場は明治四二年、高雄州旗山郡吉祥庄、竜肚庄、中坛庄、金瓜庄等に一、五〇〇甲の官有予約開墾許可地及び手巾寮庄の民有地九三〇甲を買収して開設されたものである。⁽⁴⁾ 南隆農場は、明治四三年に行なわれた源成農場の移民整理の際に、三四戸（二五七人）の内地人農業者をこの農場に収容して、日本人小作人による小作制大農場を開設しようとしたが、これも成功す

第28表 三五公司南隆農場の小作形態別小作地面積、小作料及び甲当り小作料
 (単位: 甲, 穀石)

	小作地面積		小 作 料			甲 当 り 小 作 料		
	前期	後期	第1期作	第2期作	計	第1期作	第2期作	計
定 租 地	846	848	9,759	6,476	16,235	11.53	7.64	19.17
分 取 地	255	313	1,458	2,213	3,671	5.72	7.07	12.79
賦課免除地	71	25	—	—	—	—	—	—
計	1,172	1,186	11,217	8,689	19,906	10.19	7.49	17.68

注: 前掲『台湾に於ける母国人農業植民』, 147頁より。

るにいたらず、日本人小作人を地元台湾人に転換して稲作中心の小作制農場に變更した。

昭和元年における農場所有面積は田一、一八八甲、畑四三七甲、山林その他一、四四七甲、合計三、〇八二甲であった。この外予約売渡許可地が一、〇一九甲(造林地大部分、畑地一部分)存在した。この農場面積のうち田畑は全部小作経営であり、小作人数は六五〇戸を数えた。この一千甲をこえる水田小作地帯は旗山郡における屈指の米作地帯であった。

昭和元年における水田の小作料徴収形態は、收穫高の安定した熟田では定租法、收穫高の不安定な新墾田では毎期收穫を検見して、その收穫高に応じて一定割合の小作料を徴収するという分取法が採用された。定租地における甲当り小作料は(第二八表、第一期作、二期作合わせて一九・一七石、分取地は一二・七九石、平均小作料は一七・六八石であった。この平均小作料は、昭和元年における小作地甲当り平均收穫高四三・六六石の四〇・五%に相当する。畑小作料は金納定租で、畑地を一二等級に区分して、最低五円から二〇円までとした。昭和元年における南隆農場の小作料収入は二〇万三、三〇〇円、純収益は九万三、六〇〇円であった。

昭和一五年における農場耕地面積は、昭和元年の一、六二五甲から二、五〇〇

甲へと増大した。⁽⁵⁾

このように南隆農場は、源成農場とちがって農場創立以来、一貫して稲作中心の小作制大農場であった。そして、農場所有面積は明治末期から昭和期にかけて、これまた一貫して増大している。

注(1) ここで地場資本家という意味は、台湾内に事業の基軸をおく資本家のことで、台湾内事業家とも称すべきものである。

以下取り上げる地場資本は資本の性格からいうと、いずれも産業資本化したものである。

愛久沢直哉は明治二七年三菱合資会社に入社し、まもなく退社して台湾に赴き、当時の台湾総督兒玉源太郎（明治三一—三九年）、民政長官後藤新平（明治三一—三九年）の下で、總督府の計画する事業に協力した。源成農場及び南隆農場の開設も、その一環である。彼が最初に着手した事業は支那福建省の廈門、潮州間の鉄道敷設であり、明治三五年には廈門に一商社を開いた。明治三九年にはマレー半島に進出し、三菱資本（岩崎久弥）の援助のもとに、ゴム栽培園を開設した。このゴム園は、昭和一五年愛久沢の死去とともに、東山農事会社の傘下に入った（岩崎久弥伝編纂委員会『岩崎久弥伝』〔昭和三六年〕、五一〇—五二〇頁、前掲『台湾に於ける母国人農業植民』、一五〇—一五一頁）。

(2) 前掲『台湾に於ける母国人農業植民』、三一四頁。

(3) 前掲『熱帯農企業論』、五九六頁。

(4) 前掲『台湾に於ける母国人農業植民』、五、一五一頁。以下の原数字は上同書、一四六—一五二、二五七頁による。

(5) 前掲『台湾經濟年報（昭和一七年版）』、四六九頁。

2 日本拓殖株式会社

日本拓殖会社は、大正五年神戸の鈴木商店が、新竹州中壠郡各地に存在する松岡富雄⁽²⁾の所有する農場を買収して設立したものである。そして、大正八年には日本拓殖株式会社に組織がえされた。鈴木商店は周知のように、昭和二年の金融恐慌によって破綻し、財界に大衝動を与えた。かくして、日本拓殖会社は鈴木商店の手をはなれて、台湾土着の日本人資本家の巨頭である後宮信太郎⁽³⁾の系列下にはいる。この日本拓殖会社農場は米作中心の小作制大農

場であるが、その所有地は、前述の三五公「源成農場・南降」のように集団化しておらず、分散的であった。

日本拓殖社の農場面積は、大正一二年耕地三千甲、昭和二年前後には鈴木商店倒産の影響を受けて、耕地は二、

二四・甲に減少した（小作人三六一人）。昭和十五年には、耕地面積は二、三〇〇甲に微増した。

昭和二年前後における会社の水田小作料高は甲当り二、三八四斤、これは当時の中壠郡下の甲当り収量五、四三〇斤の四三・九％に相当する。昭和二年度における会社の小作料収入は三〇万五、〇〇〇円、純収益は九万四、八〇〇円であった。

注（一）鈴木商店は鈴木岩治郎（よね）の創立したものであって、本拠地は神戸である。鈴木商店は米及び雑穀の取引に従事していたが、領台以後、台湾におけ、砂糖、樟腦取引への進出を基軸にして、巨大な資本蓄積を行なったものである（特に第一次大戦中）。東洋製糖会社は鈴木商店の直系会社であり、塩水港製糖会社も同ノを大株主としていた。そして、この二つの製糖会社及び林本源製糖会社の販売権は鈴木商店の独占下にあった。鈴木商店は昭和二年の金融恐慌によって没落するのであるが、当時の直系及び投資会社は六〇余、その資金総額は五億円に達するといわれた（平凡社『大日本興業』第三巻「昭和二年」、四六三頁、前掲『帝國主義下の台湾』、七二頁）。

（二）松岡富雄は台湾糖業界の先駆者であって、帝國製糖会社創立者の一人であり（のちに専務取締役）、さらに、新竹製糖会社の設立者（のちに専務取締役）でもあった（前掲『台湾糖業概観』、二〇四、二二四頁）。

（三）後宮信太郎は金瓜石鉱山を根城にして第一級の台湾内事業家にのし上った人物であり、赤司初太郎と共に「台湾土着財閥」の巨頭といわれた。日本拓殖会社には（昭和一〇年前後の資本金は二〇〇万円）、この外民族ブルジョアとして著名な林本源財閥の一族である林熊徴も主要株主の一人であった（前掲『日本財閥論』〔下〕、二四七—二四八頁）。

（四）前掲『帝國主義下の台湾』、三四頁。

（五）前掲『台湾に於ける母国人農業植民』、一四一頁。

（六）前掲『台湾経済年報（昭和一七年版）』、四六九頁。

（七）前掲『台湾に於ける母国人農業植民』、一四二頁。

(8) 右同書、一四二頁。なお、日本拓殖会社農場は大小作争議の発生した農場としても有名である。昭和二年春、中壢郡下の会社所有地の最も多い観音庄に、台湾農民組合(大正一五年六月成立)の支部が設立され、小作料の減額を要求して小作争議が起り、会社側は第一期作の徴収予定小作料の半額しか徴収することができなかった。当時会社の小作人は三六一人であったが、このうち農民組合に加入したものは二〇〇人に達した。この小作争議は立毛差押へまで発展し、一月まで続行されて紛擾を極めたと、われている(上掲)、一四四―一四五頁、前掲『植民史』、二〇七―二〇八頁。

3 台東開拓株式会社

台東開拓会社は、大正一〇年台東製糖会社より移民開墾事業を分譲して設立されたものである。台東製糖会社は、大正二年、男爵野田裕通⁽¹⁾、男爵安場末喜⁽²⁾、若尾璋八等⁽³⁾によって、資本金三、五〇万円で台東庁台東街に設立されたものである。この製糖会社は製糖原料である甘蔗を確保するために、台湾移民事業地に内地移民を招致して開墾を行ない、蔗作中心の小作制大農場を開設しようとした。総督府は、この台東製糖会社の移民開拓事業をテコとして、台湾東部の殊に台東庁下の拓殖事業を進展せしめんとし、種々の補助を行なった。⁽⁴⁾

台東製糖会社の移民招致条件は、(イ)妻子を門什して、移住地に永住すること、(ロ)甘蔗耕作の義務があること、つまり、耕地の三分の二には会社の指定する作物を耕作すること、(ハ)会社は小作人を永住安堵せしめるために、一甲の土地を譲渡し、二甲以上の土地を永小作せしめる、この「所有権」をえた土地といえども会社の許可なくしては自由に売買・処分したりすることはできない、(ニ)小作人は会社に対して労働を提供する義務があること(賃金は支払われる)、(三)小作人が自殺、兼業等を行なう場合には、会社の承認を必要とすること等であった。⁽⁵⁾

このように製糖会社は、移住小作人に対して食料の口給を保証し、甘蔗の単一耕作を奨励して、蔗作中心の農業経営を強制した。そして、会社は小作人の必ふとする飯米は無制限に貸し出し、販売代金にて戻すという方

法をとった。かくして小作人は会社の命令のままに、甘蔗の連作を行なったので、地力が減耗し、収量は年々低下するにいたり、小作人の負債は累積して、移住小作人の農業経営は破綻にひんした。と同時に、会社側の原料甘蔗確保も予期通りには進捗しなかった。

このような状態のなかで、第一次大戦後の経済不況は会社の経営いきづまりを決定的なものにした(当時の欠損累積額二〇〇万円)。そこで、会社は一大整理の必要に迫られ、製糖事業と移民開拓事業とを分離し、それぞれ独立の会社を設立して、これを経営することとした。つまり、製糖事業は台東製糖会社の資本金を半減して(二七五万円)、これを行なわしめ、殖民事業は資本金五〇万円の台東開拓株式会社を新設して、これを行なわせることとした。⁽⁶⁾

台東製糖会社の設立当初は主として、新潟、長野の両県から農民を移住させたのであるが、前述のような理由によって、内地人移住民の離散が著しく、小作人の欠乏を来したので、大正七年からは台湾人移民の招致にきりかえた。大正六年の移民戸数は内地人一五四戸のみであったが、翌七年には内地人一八八戸、台湾人一七六戸と台湾人戸数が日本人戸数に匹敵するようになり、大正一二年には台湾人移住戸数が日本人のそれを凌駕するようになった。昭和二年の移住戸数は日本人九九戸、台湾人一六九戸、蕃人二四戸、合計二九二戸であった。⁽⁷⁾

昭和一三年には、台東開拓会社は再び台東製糖会社に合併され、製糖会社の資本金は三〇〇万円に達した。⁽⁸⁾

台東開拓会社の農場面積は(第二九表、昭和二年には一万二、八八五甲であったものが、昭和一六年には二、三三九甲に急減している。これは、官有予約開墾許可地のうち、開墾、植林の見通しのたたない土地は総督府に返還したためである。所有地となった土地は昭和二年の一、五四八甲から、昭和一六年には一、六三三甲に微増してい

第29表 台東開拓株式会社農場面積の推移

(単位: 甲)

	大正6年	昭和2年	8年	13年	16年
田	—	106	105	206	401
畑	3	1,033	1,345	1,175	1,177
その他	5,284	140	68	39	55
の計	5,287	1,548	1,518	1,420	1,633
未墾地	……	11,337	4,132	469	706
合計	……	12,885	5,650	1,889	2,339

- 注1. 大正6年におけるその他面積5,284甲の殆んどは未墾地と思われる。
 2. 既墾地は所有権が付与されているが、未墾地は官有地の貸下中のものである。
 3. 大正6年は台湾總督府殖産局『台湾農業統計』(大正7年), 60頁, 昭和2年は前掲『台湾於ける母国人農業植民』, 204頁, 昭和8年は台湾總督府殖産局『台湾農業年報(昭和9年版)』(昭和10年), 161頁, 昭和13年は左同(昭和14年版), 170頁, 昭和16年は台湾農友会『台湾農事報』, 昭和17年12月号, 166頁より作成。

る。

注(1) 野田裕通は軍人で陸軍主計總監、貴族院議員を歴任した人物である。

(2) 安場末喜は米国に留学して製紙業を研究し、帰朝後、大蔵省印刷局技師、台湾では總督府の模範製紙所(明治三十五年設立)の所長、貴族院議員を歴任した(前掲『三菱製紙六十年史』, 一三二頁、『大衆人事録』, ヤの二一〇頁)。

(3) 若尾璋八は「甲州財閥」の巨頭である若尾逸平(横濱での生糸、棉花貿易にて資本を蓄積)の一族であり、若尾御三家の一人。若尾璋八は貴族院議員、東京電灯社長を歴任した。璋八の東京電灯会社経営は失敗し、他の若尾二家も、そのおろきにくって、若尾家は没落の一途をたどる(前掲『日本財閥論』(下)、二三五—二三六頁、『大衆人事録』, ワの九—一〇頁)。

(4) 總督府の補助については、前掲『台湾に於ける母国人農業植民』, 三二頁参照。

(5) 移住契約書の全文については、右同書、二九—三〇頁参照。

(6) 台東開拓会社の設立に当たっての事業目的、内容については右同書、三三—三四頁参照。

(7) 右同書、二〇八—二一〇頁。

(8) 前掲『台湾經濟年報(昭和一七年版)』, 五五六頁。台東製糖会社の沿革及び業績については、前掲『台湾糖業概観』,

二一九—二二三頁参照。なお本稿で検討した以外の日本人大地主の、昭和初期における所有面積、土地所在地及び主業については付表参照。

四、むすび

以上台湾における日本地主制の植民地的移植及び存在形態を検討したのであるが、問題提起に即して、これを要約し、むすびにかえる。

一、台湾における日本人大地主階級の代表は、明治末期から昭和一〇年代まで、一貫して糖業資本、三井茶業資本、三菱製紙資本等の独占資本地主である。これにつぐ巨大地主は稲作の小作制大農場を経営していた第一級の地場資本地主である。さらに、これにつぐ巨大地主、土地所有者は、大正末期から昭和初期にかけて台湾へ進出した製菓資本、昭和一〇年前後に大挙して進出してきた製菓資本、製茶資本等の産業資本である。このように明治末期以降台湾における巨大地主の典型は、台湾の代表的な作物である米と糖との獲得を中心にした土地所有者であり、昭和期には、これらの地主に、熱帯（亜熱帯）原料作物の取得を主とする産業資本地主（製菓資本）が加わる。ここで日本人大地主階級の台湾的特質として、指摘できることは、製糖、製菓、製茶等の熱帯（亜熱帯）原料作物の取得を基軸とする独占資本地主及び産業資本地主が、日本人巨大地主の大部分であったということと、直営大農場が、小作制経営と有機的に結合したものであったといえ、かなり大規模に経営されていたということである。

一、これらの日本人大地主階級の土地所有のもつ経済的意味を、資本の循環式から示すと資本の運動は、いうまでもなく、 $G \rightarrow W \xrightarrow{P_m} A \rightarrow P \dots W' \xrightarrow{G'} G + g$ として表示されるのであるが、糖業・茶業独占資本地主、第一級の地場

資本地主（三五公司源成農場、台東開拓会社）及び産業資本地主（製菓資本）による土地所有は、低賃金労働力（A）の確保と生産手段（ P_m ）中の原料農産物を低廉にしかも確実に取得するための媒体としての意味をもつものである。したがって、これらの資本による土地所有は、資本の市場競争力を補強するために、基軸資本の再生産過程と機能的に結合し、資本の蓄積・拡大再生産に寄与しているということが出来る。そして、土地所有にもとづく小作料収入そのものの取得は、副次的・従属的な意味しかもちえなかった。

一、北海道ならびに朝鮮での地主制分析から検出することのできる資本地主は、台湾でも、独占資本地主、産業資本地主及び地場資本地主という地主類型で検出することができる。かくして、資本地主範疇^{〔注〕}の定立は、台湾でも可能であるということが出来る。しかし、ここで特徴的なことは独占資本地主が、資本地主形態で、明治末期から台湾での土地所有に積極的に進出してきて、所有規模を一旦して増大させていることである。これは、北海道、朝鮮では部分的にしかみることができなかったのであるが、台湾では全面的にみることが出来る。このようなことは、前述の如く台湾が熱帯（亜熱帯）原料作物の供給基地として、特に製糖原料の基地として、明治末期以来日本資本主義にとって大きな位置を占めていたことによるものである。

〔注〕 資本地主の本質規定・歴史的性格の検討、資本地主の日本地主制の全生涯のなかで占める位置づけの問題等、資本地主論の本格的・理論的展開は、旧植民地全体の具体的・実証的検討が終った後に行なう予定である。（一九六五・一一・二）

二）

（研究員）

付表 系譜別500甲以上日本人大地主の創業年次、所有面積、土地所在地及び主業
(昭和初期) (単位: 甲)

系譜別	地主名	創業年次	所有面積	土地所在地	主業	代表者
独立資本	三井農林会社	明治40年	田畑 (茶園) 1,800 その他 (造林) 11,326 計 13,536	台北文山郡新店庄外	製茶、造林業	三井財閥
	三菱台湾竹林事務所	明治43年	田畑 326 その他 14,558 計 14,884	台中州竹山郡竹山庄	竹林	三菱財閥
	藤倉合名会社	明治44年	田畑 3 5 その他 805 計 813	高雄州旗山郡杉林庄	護謄、チーク造林 (電線製造)	松本留吉
産業資本	台南農林会社	大正元年	田畑 53 269 その他 1,224 計 1,546	台南州新化郡楠西庄	山林	白勢春三
	東京興農園 (第三農場)	大正3年	田畑 164 500 その他 664*	台南州新化郡楠西庄	山林 (育苗育成業)	渡瀬雅太郎
	台湾纖維会社	大正6年	田畑 1 383 その他 889 計 1,273	高雄州恒春郡恒春庄	ザイル栽培製糸 (製網業)	赤松範一
	台湾鳳梨栽培会社	大正14年	田畑 — 510 その他 522 計 1,032	高雄州潮州郡内埔庄	鳳梨 (製罐業)	東洋製罐会社 (小野耕一)
	内外食品会社	昭和2年	田畑 — 589 その他 — 計 589	台南州嘉義郡番路庄	鳳梨 (製罐業)	"

旧植民地・台湾における日本人大地主階級存在形態

(前頁よりつづき)

旧植民地・台湾における日本人大地主階級存在形態

地 場 資 本	三五公司源成農場	明治42年	田 畑 その他 計	1,581 860 85 2,526	台中州北斗 郡二林庄	農 業	愛久沢直哉
	三五公司南隆農場	"	田 畑 その他 計	1,188 437 1,457 3,082	高雄州旗山 郡旗山街	農 林	"
	台東開拓会社	"	田 畑 その他 計	106 1,303 11,477 12,886*	台東庁台東 街	拓 殖	安 楊 末 喜
	台陽殖産会社	大正4年	田 畑 その他 計	— 175 1,886 2,061*	高雄州屏東 郡屏東街	山 林	森 荷 右 衛 門
	日本拓殖会社	大正5年	田 畑 その他 計	1,973 273 399 2,645	新竹州中壢 郡中壢庄	拓 殖	後宮信太郎

注1. 判明分のみ.

2. *印は所有地の外、貸下許可地を含む.

3. ()内は内地における主業である.

4. 台湾総督府殖産局『台湾に於ける母国農業者植民』(昭和4年), 256~257頁, 樋口弘『日本財閥論』(下)(昭和17年), 241~249頁, その他より作成.